

平成 2 7 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

8 月定例会  
( 8 月 28 日 )

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

平成 27 年 8 月

## 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

### 第 2 号 8 月 28 日（金）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
選挙第 2 号上程	3
議席の一部変更	4
会議録署名議員の指名（4 番 佐々木康雄君、5 番 山内善男君）	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第 3 号上程（管理者提案説明）	5
議案第 3 号（質疑・討論）	10
議案第 3 号（採決）	18
議案第 4 号上程（管理者提案説明）	19
議案第 4 号（質疑・討論）	20
議案第 4 号（採決）	20
一般質問	21
閉会	53
付録	
全員協議会（平成 27 年 8 月 28 日）	54

# 8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第2号）

平成27年8月28日（金）

---

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 選挙第2号上程
- 追加 議席の一部変更
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸般の報告
- 第6 議案第3号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 議案第4号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第8 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 選挙第2号  
彦根愛知犬上広域行政組合議長の選挙について
- 追加日程 議席の一部変更について
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諸般の報告  
報告第1号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第3号  
平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第7 議案第4号  
平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 一般質問

### 会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	和田	一繁君
2番	獅山	向洋君	12番	森	隆一君
3番	北川	久二君	13番	中野	正剛君
4番	佐々木	康雄君	14番	辻	真理子さん
5番	山内	善男君	15番	安居	正倫君
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	深田	治夫君	17番	河村	善一君
8番	今村	恵美子さん	18番	外川	善正君
9番	長崎	任男君	19番	赤井	康彦君
10番	安藤	博君			

---

### 会議に欠席した議員（なし）

---

### 議場に出席した事務局職員

事務局長	高田	秀樹	事務局副主幹	藤野	知之
事務局次長	村田	淳樹	書記	高橋	大

---

### 会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴君	事務局長	高田	秀樹君
副管理者	山根	裕子さん	総務課長	村田	淳樹君
副管理者	宇野	一雄君	紫雲苑場長	茶木	作夫君
副管理者	伊藤	定勉君	建設推進室長	林	善和君
副管理者	北川	豊昭君	中山投棄場長	片岡	聡君
副管理者	久保	久良君	中山投棄場主幹	水森	豊孝君
会計管理者	西田	哲雄君	建設推進室主幹	村上	義一君

---

## 午後 2 時 03 分開会

○副議長（北川久二君） それでは、ただいまから平成 27 年 8 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

なお、議長が欠けておりますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が、議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は 18 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 27 年 8 月定例会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○副議長（北川久二君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。

---

### 日程第 2 選挙第 2 号上程

○副議長（北川久二君） 次に日程第 2、議長の議員任期の満了により、議長が欠けておりますので議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

<外川議員入場>

○副議長（北川久二君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場を閉鎖）

ただいまの出席議員数は、19 人です。

次に、立会人を指名します。立会人に、15 番、安居正倫君、1 番、木村修君、を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますけども、投票は、単記無記名でお願いいたします。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（北川久二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番から順番に投票願います。

（投票）

投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（北川久二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。15 番、安居正倫君、1 番、木村修君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票、有効投票のうち、赤井康彦君14票、西澤伸明君3票、安澤勝君1票、木村修君1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、赤井康彦君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

ただいま、議長に当選されました赤井康彦君が議場におられますので、当選の告知をします。

これで、私の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、赤井議長、議長席にお着きいただき、あいさつをお願いいたします。

**○議長(赤井康彦君)** 皆さん、ただいまご推挙をいただきまして誠にありがとうございました。彦根市議会の赤井でございます。栄えあるこの広域行政組合議会の議長として推し上げていただきましたことを感謝申し上げたいと思いますし、大変光栄あるものであるというふうに思いますし、また責任の重さをひしひしと感じているところでございます。見た目のとおり若輩者でございますけれども、誠心誠意頑張って参りたいと思います。ぜひとも議会の運営にご指導、そしてまたご協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではご

ざいですがごあいさつにかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

---

### 追加日程 議席の一部変更

**○議長(赤井康彦君)** それでは、ただいまの議長選挙に伴い、議席の一部を変更する必要が生じたことから、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(赤井康彦君)** 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。議席の一部変更について、議長の議席を最終19番に変更し、19番 長崎任男君の議席を9番に変更いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(赤井康彦君)** ご異議なしと認めます。議長の議席を最終19番に変更し、19番 長崎任男君の議席を9番に変更いたしますので、議席のご異動をお願いいたします。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

**○議長(赤井康彦君)** 次に、日程第3、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4番 佐々木康雄君、5番 山内善男君を、指名いたします。

---

#### 日程第4 会期の決定

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日、1日間といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

---

#### 日程第5 諸般の報告

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。管理者から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合繰越明許費繰越計算書が報告第1号として、議長あてに提出されましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

---

#### 日程第6 議案第3号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第6、議案第3号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、お手元の議案書で、別冊としております議案第3号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要をご説明申し上げます。

財政状況の厳しい折でございますが、予算執行には十分留意をいたしまして、極力、経費の節減に努めて参りました結果といたしまして、平成26年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ10億9465万4千円に対しまして、歳入決算額は10億9515万5082円、歳出決算額は7億9185万9913円、歳入歳出差引額は3億329万5169円となりました。

なお、本決算に関しましては、去る7月16日に、監査委員による決算審査を実施していただき、決算にかかります調書、いずれも関係法令に準拠し作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた、との審査意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 続いて事務

局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） それでは、議案第3号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の別冊となっております平成26年度（2014年度）一般会計歳入歳出決算によりまして、決算の内容をご説明させていただきます。

去る8月17日に開会されました組合議会全員協議会で事務局長より詳細にわたり説明がなされておりますので、本日は主要な部分について抜粋して説明させていただきます。

まず、1ページをお開き願います。歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ10億9465万4千円でございます。これに対しまして、歳入決算額は10億9515万5082円、歳出決算額は7億9185万9913円で、歳入歳出差引残額は3億329万5169円となり、決算上剰余金は3億329万5169円でございます。この決算剰余金は、地方自治法第233条の2の規定により、平成27年度の歳入に編入するものでございます。

2ページおよび3ページにつきましては、歳入歳出の総括でございますので、詳細につきましては歳入歳出決算事項明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。第1

款 分担金及び負担金、第1節 市町分担金につきましては、起債償還経費として626万7千円、また、第1節 市町負担金につきましては、管理運営経費として9億7494万円でございます。なお、各構成市町別の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

続いて5ページの使用料及び手数料をご覧ください。第2款 使用料及び手数料は、合計で2768万4080円を収入いたしました。第1節 斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2468件を取扱いいたしまして、2512万1千円を収入いたしました。第2節 投棄場使用料につきましては、有料取扱いの埋立ごみ分で、埋め立て処理を行いまして256万3080円を収入いたしました。内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

次に、第3款 財産収入は、6ページに移っていただきまして、第1節 利子及び配当金につきましては、備考欄に記載の4つの各基金の定期預金の利息で18万5682円を収入いたしました。次に、第4款 繰入金は、第1目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金につきましては、財務会計システムの導入経費として基金を取崩し、588万6千円の繰入でございます。第2目 斎場施設整備基金繰入金、第1節 斎場施設整備基金繰入金につきまし

ては、7192万8千円の繰入でございます。

次に、第5款 繰越金は、7ページに移っていただきまして、第1節 前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金として748万8642円を収入いたしました。第6款 諸収入は、合計で12万7678円を収入いたしました。内訳として、第1項 預金利子、第1節 預金利子は、定期預金利息で2万4727円を収入いたしました。第2項 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおり、10万2951円を収入いたしました。

以上が、歳入の決算でございますが、歳入合計の欄でございますが、予算現額10億9465万4千円に対しまして、収入済額10億9515万5082円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にいたしまして100.05%でございました。

次に、歳出の事項別明細書をご説明させていただきます。

8ページをお開き願います。第1款 議会費、議会運営に要しました経費でございます。内訳といたしまして、第9節 旅費が、議員費用弁償としまして、28万円を支出いたしました。第11節 需用費は、議会資料の高速印刷代等で、2526円を支出いたしました。第12節 役務費は、資料送付料として1万1644円を支出いたしました。次に、第2款 衛

生費でございます。第1節 報酬は、監査委員2名の報酬で、16万8千円を支出いたしました。第2節 給料は合計で4529万7084円、第3節 職員手当等は、通勤手当をはじめ、期末勤勉手当や時間外手当等といたしまして合計で3729万5705円を支出いたしました。第4節 共済費は、その内訳が9ページにまたがっておりますが、滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費等、嘱託職員、臨時職員等の社会保険料、雇用保険料でございますが、合計1756万6395円を支出いたしております。第7節 賃金は、嘱託職員および臨時職員の賃金でございますが、合計8名分で1571万4619円を支出いたしました。第13節 委託料は、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、また弁護士顧問料、財務会計システムおよびグループウェアシステム構築にかかる委託業務費で216万1146円を支出いたしました。第14節 使用料及び賃借料は、コピー・FAX複合機のリース料、豊栄のさと事務所使用料等で、合計151万2480円を支出いたしました。第18節 備品購入費は、財務会計システムおよびグループウェアシステムの購入費用で433万800円を支出いたしました。

10ページをお開き願います。第19節 負担金補助及び交付金は、社会保険協会費、市町派遣職員の退

職手当組合負担金等でございまして、合計318万3843円を支出いたしました。次に、第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分および定期預金の利息分の合計で602万9067円を積立いたしました。第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で2万54円を積立いたしました。第4目 斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で9万5237円を積立いたしました。第5目 退職手当基金積立金は、プロパー職員7名分にかかる滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率の積立分と、定期預金の利息分、合せまして346万7466円を積立いたしました。次に、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、第8節 報償費は、地元協力金といたしまして1665万円を支出いたしました。内訳は備考欄のとおりでございます。

11ページに移っていただきまして、第11節 需用費は、事務用品、火葬用灯油等の燃料費、電気・水道等の光熱水費、火葬炉の経年劣化に伴います修理にかかる修繕料で、合計1306万9822円を支出いたしました。第13節 委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検等に関し、必要となる業務委託や平成26年度におきましては、紫雲苑改築工事工事監理委託を行いまして、合計1065万8647円を支出いたしました。

委託料の内訳は備考欄のとおりでございます。

12ページをお開き願います。第15節 工事請負費は、備考欄に記載をいたしておりますとおり紫雲苑改築工事にかかりますもので、合計5億4001万7千円を支出いたしました。次に、第3項 清掃費、第7節 賃金は、中山投棄場の搬入物検査・宿日直員の賃金で、合計673万1816円を支出いたしました。第8節 報償費は、投棄場建設にかかる地元との協定に基づく地元協力感謝金で、合計185万円を支出いたしました。次に第11節 需用費は、その内訳が13ページにまたがっておりますが、事務用品、浸出水処理用薬品、燃料費、計量伝票などの印刷物にかかります印刷製本費、電気・水道料等の光熱水費、浸出水処理設備、脱水設備等の修繕料でございまして、合計2377万5290円を支出いたしました。第13節 委託料は、中山および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し、必要となる業務委託を行いまして、合計2908万4589円を支出いたしました。第16節 原材料費は、覆土用の山土、碎石の購入で合計151万2280円を支出いたしました。次に、第2目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設にかかります建設推進室の運営に要した経費で

ございまして、予算現額 101 万 3 千円に対しまして、92 万 8444 円を支出いたしました。

次に、15 ページに移っていただきまして、第 3 款 公債費、第 1 項 公債費は、投棄場の建設や改修にあたって借入れを行いました、投棄場の施設整備事業債にかかる償還といたしまして、合計で 626 万 6780 円を支出いたしました。内訳といたしましては、第 1 目 元金、元金償還分といたしまして、597 万 4787 円を支出いたしました。第 2 目 利子、利子償還分といたしまして 29 万 1993 円を支出いたしました。次に、第 4 款 予備費、第 1 項 予備費につきましては、100 万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございまして、予算現額 10 億 9465 万 4 千円に対しまして、支出済額 7 億 9185 万 9913 円で、翌年度繰越額は繰越明許費の 2 億 9297 万 7 千円、不用額は 981 万 7087 円でございます。執行率にいたしまして 72.34% でございます。

次に、16 ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額でございます。3 億 329 万 5 千円で、翌年度に繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額 2 億 9297 万 7 千円、実質収支額は 1031 万 8 千円でございます。

次に、17 ページの財産に関する

調書、(1) 土地および建物の状況につきまして、土地につきましては前年度と増減はございませんでしたが、建物につきましては、紫雲苑改築工事の関係で延床面積が減少いたしました。

次に、18 ページをお開き願います。2 物品 につきましては、購入価格 50 万円以上の物品の状況でございまして、合計といたしましては、前年度末現在高から 1 つ減少し、10 となっております。

次に、3 基金 につきましては、4 つの基金の合計で、2 億 2450 万 912 円でございます。前年と比べまして 6820 万 2176 円の減少となっております。

以上が、平成 26 年度 (2014 年度) 一般会計歳入歳出決算でございます。

次に別添お手元でございます、主要施策の成果および事務報告書について、ご説明いたします。

表紙の裏が目次になっております。決算からみました主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。

2 ページを、お開き願います。2. 平成 26 年度決算状況でございますが、(1) 歳入状況、表の左下の方にありますとおり歳入の総額は、10 億 9515 万 5 千円で、内訳は、分担金および負担金 9 億 8120 万 7 千円、構成比 89.6% と、歳入の根幹とな

っております。前年度の決算額と比較いたしますと、歳入決算額は、平成26年度から行っております紫雲苑改築工事に伴います構成市町1市4町の負担金の大幅な増加、斎場整備基金の取崩しによる繰入等がありましたため、前年度に比べまして7億8928万2千円の増加となりました。

続きまして3ページでございます。

(2) 歳出状況、では、平成26年度の決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は、7億9186万円で、予算額の72.3%を執行し、紫雲苑改築工事にかかる予算執行などにより、前年度と比較しますと、4億9347万6千円の大幅な増加となりました。

次に5ページを、お開き願います。歳出決算の構成でございますが、目的別歳出の前年度と比べました主な増減内容につきまして、議会費は5万4千円の増加、衛生費につきましては紫雲苑改築工事に伴いまして4億9808万2千円の大幅な増加となっており、公債費は、中山投棄場の建設当時の起債償還が終了いたしましたことに伴い466万円の減少となっております。また、性質別歳出の前年度と比べました主な増減内容につきまして、人件費におきまして市町からの派遣職員を正規職員から嘱託職員に変更しましたこと等から、1235万1千円の減少、公債費につきましては、目的別構成でもご説明いたしましたとおり、中山投棄場の建

設当時の起債償還が終了しましたことにより466万円の減少、普通建設事業費では、紫雲苑改築工事に伴いまして5億273万4千円の大幅な増加となりました。補助費等では、紫雲苑にかかります地元協力金として多賀町敏満寺地区、富之尾地区に合計1665万円を報償費で支出しておりますことから、前年度に比べまして1585万6千円の増加となりました。

以上、平成26年度(2014年度)一般会計の歳入歳出決算における主要な施策の成果について、その概要を説明いたしました。予算の執行は各所属に跨っておりますので、10ページ以降の事務報告書と併せて、ご参照いただければと思います。

最後になりますが、当組合が、財政状況が厳しい中で構成市町からの分担金および負担金をご負担いただいておりますことを肝に命じ、今後も計画的かつ適正に事業の推進に努めて参りたいと考えております。これで説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長(赤井康彦君)** はい、それではこれより質疑を行います。

質疑の通知書が提出されておりますので、発言を許します。一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いしたいと思います。8番、今村恵美子さん。

**○8番(今村恵美子さん)** はい。それでは、3点についてお聞きした

いと思っております。

まず、1点目はこの決算書の7ページにあります諸収入、6款の諸収入の6、1、1、預金利子ということで、この預金利子が2万4727円というのが、前回の説明では、これは歳入歳出外現金の預金利子だという説明だったんですけれども、この現金、歳計外現金のことですけれども、この預金利子収入の預金の種類、そして現在高はどういうふうになっているのか。現金保管のやり方でそれぞれ受払簿とかあると思うんですけれども、具体的にどのものの歳入歳出外現金があるのか、説明をお願いいたします。

それと、2点目。2点目は11ページですね。11ページの2款。13の委託料の斎場管理費の委託料のうち、火葬業務の休日等委託業務311万400円について、この部分は火葬業務の業者請負ですけれども、資料ではきくやというところで業者請負をしていただいておりますが、これまで事務所との業務指示、業務遂行上でトラブルはありませんでしたか。その実績を説明をお願いいたします。

それから3点目は、これは斎場管理費ならびに投棄場管理費における工事請負、物品購入、委託料等での契約件数の中で、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれの件数、金額、平均落札率を説明をお

願いしたいと思っております。

○議長（赤井康彦君） 総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） それでは、質疑にお答えをさせていただきます。1点目と3点目は私の方から説明させていただきます、2点目につきましては紫雲苑場長よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の歳入歳出外現金の預金の種類の現在高、預金利子の内訳等でございますが、第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子、第1節 預金利子につきましては、歳計現金および歳入歳出外現金にかかる指定金融機関等から収入される当該預金利子を収入をいたしております。預金利子の2万4727円の内訳でございますが、歳計現金の運用利息によるものが2万4460円、歳入歳出外現金の運用によるものが267円となっております。歳計現金の運用利息2万4460円ですが、こちらは紫雲苑改築工事費用の一部を、定期預金にて運用しましたことから、その運用利息を収入しております。また、歳入歳出外現金につきましては、普通預金利息といたしまして267円を収入しております。なお、歳入歳出外現金の取扱いにつきましては、債権の担保として徴収するもののほか、組合の所有に属しない現金、例えば、入札保証金、契約保証金、指定金融機関の提供する担保金、また特別徴収による所得税、

県民税、市町村民税、および滋賀県市町村職員共済組合掛金などを取り扱っております。平成27年8月27日の現在の残高でございますが、72万5572円でございます。

続きまして、3点目でございます。斎場管理費ならびに投棄場管理費における工事請負、物品購入、委託料等での契約件数ですね、それと入札によります件数、金額、平均落札率につきましてお答えをさせていただきます。まず、斎場管理費の委託業務でございますが、委託業務全体の契約件数・金額は件数が11件、1065万8647円でございます。そのうち、条件付一般競争入札は0件、指名競争入札は長期継続契約を含めまして2件、金額が869万3400円、随意契約は9件、金額は196万5247円となっております。次に、斎場管理費の工事請負でございますが、工事請負全体の契約件数・金額は4件、金額は5億4001万7000円であります。そのうち、一般競争入札は3件、金額は4億5598万2000円、指名競争入札は0件、随意契約は1件、金額は8403万5000円となっております。次に、斎場管理費の備品購入でございますが、備品購入全体の契約件数・金額は2件で、金額は4万8632円でございます。そのうち、条件付一般競争入札は0件、指名競争入札は0件、随意契約は2件で、金額が4万8632円でございます。続いて、

投棄場管理費の委託業務でございますが、委託業務全体の契約件数・金額は15件、2908万4589円でございます。そのうち、条件付一般競争入札は0件、指名競争入札は長期継続契約を含めて9件、2770万7400円、随意契約は6件、137万7189円となっております。次に、投棄場管理費の工事請負と備品購入でございますが、平成26年度は実績がございませんでした。平均落札額につきましては、斎場管理費、投棄場管理費の委託業務、工事請負、備品購入を合わせた条件付一般競争入札、指名競争入札を行ったケースでは、82.9%となっております。以上ご説明とさせていただきます。

○議長（赤井康彦君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） それでは、2番目の斎場管理費におけます火葬業務業者請負のこととでございます。まず、請負ということとでございますので業務指示というのはできません。請負業者に指示というのはできませんので業務指示は行っておりません。しかし、業務内容の確認とか、そういう部分に対しましては行っています。それにつきましては、例えば従事者名簿が変更されているのに遅いということで確認等やっております。返事が来るのが遅いというのが現状でございます。以上です。

○議長（赤井康彦君） はい、それでは再質疑はありますか。はい。今

村議員。

**○ 8 番（今村恵美子さん）** それでは、最初の預金利子のところですけども、特にここでお聞きしたいのは、歳入歳出外現金にかかる利子分、先ほど説明では現在高が 72 万 572 円と、8 月 27 日現在。これについてなんですけれどもね、地方自治法の 235 条の 4 にこの歳入歳出外現金の取り扱い、またその出納および保管と、どういうのが対象になるとか書いてあるんですけれども、先ほどの説明は漠然とひっくるめて説明をしていただいたんですけれども、これは監査がありますので月別にそういう監査の中では現在高と、どこが一時取扱金とか保証金とかそういった法律、政令に定めのあるものでしているはずなんですけれども、そういったことは確認とその監査やらはどういうふうに行っているんでしょうか。一部事務組合で職員さん、少ないんですけれどもね、そういうのも監査委員さんもいらっしゃいますが。

**○ 議長（赤井康彦君）** 今村議員。質問の答弁に沿った質疑をしてください。

**○ 8 番（今村恵美子さん）** はい。だからそれで、そのことで出納の保管、監査はどのようにしてるのかということで、利子が出ている分を、残額出てますが、そちらの執行部のそのことを説明していただきたいと

思います。

それと、二つ目の斎場管理費の火葬業務の業務請負のことなんですけれども、請負ということは直接の指示はできませんので、委託業者が業務をしてもらうわけなんですけれども、今、紫雲苑は新しい紫雲苑に変わってきていますけれども、この委託業者の人たちと事務所の連絡調整ぐらいしか本来はできないわけです。けれども、それをもし問題が起こったときは、業務上のいろんなトラブルが起こったときには、どういう対処をしておられるんでしょうか。今後も新しい機器に変われば、今、きくやさんがやっておられますけれども、人が急に変わったりとかいろんなことが後から言われているというお話なんですけれども、ああいう機器、随分変わりましたのでそういった支障、トラブルを予防するには業務請負のきくやに対して、当組合としては指導してるのかということ再度お聞きしたいと思います。

それと、3 番目の入札、契約とか、この問題なんですけど、以前から申し上げてるんですけど、うちの当組合のこういう契約、そういった中身は、若干、一般競争入札が入ってきましたけれどもやっぱり随意契約、それから指名競争入札が主流という形で、これがやはり競争性があるって、そして公平に透明性のあるこういった契約を進めるということが基本的

には経費の節減にもなりますし、管内のいろんな関係業者に対しても平等にそういった機会を均等に与えることになるわけですけれども、以前から申し上げていますが、一般競争入札の範囲を広げていくということと、それから随意契約はよくここには見積、あい見積でやってるとかいろいろ後ろには書いておられますけれどもこういう随意契約は本当に無くしていくべきだと私は思っているんですけれども、理事者側はどういうふうに判断しているのかということをお聞きしたいと思います。

**○総務課長（村田淳樹君）** 再質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の当組合での出納検査についてご質問いただきました。当組合におきましては、監査委員の方、2名いらっしゃいまして、1名は代表監査委員、もう1名は議会選出での委員と2名の方で、毎月27日を基準に例月出納検査を実施いただいております。もちろん、今、ご質疑いただきました歳計外現金の運用でございます。議員の方からもございました地方自治法第235条の4の規定によりまして、これらにつきます現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定をいたしております。したがって、いわゆるこのような現金収入が発生した場合はですね、例月出納検査できちっとご報告し監査委員の方

からもチェックをいただいているということでございます。

続きまして、第3点目につきましてでございます。一般競争入札が少し増えてきたと。相変わらず指名競争入札、随意契約が多いのではないかとのご指摘でございます。私どもといたしましては随意契約につきましては、地方自治法施行令の規定に則りましていたしておりますが、今後でもですね、安易に1社の随契ということではなく複数の業者の見積もりをとるなど適正にですね、今後契約事務を執行して参りたいと考えております。以上でございます。

**○議長（赤井康彦君）** 紫雲苑場長。

**○紫雲苑場長（茶木作夫君）** 先ほどのご質問でございますけれども、まず何かあった場合は、本社の方に当初に電話をして言った、言わないというふうなことがございましたので、私になってからFAXで送るようにしております。FAXであれば、言った、言わないというのが過ちがないと。文書にしておりますので誤解がないというようなことで、私の場合はFAXで相手の方にこういうことで回答をお願いしたいという形で、本社の方に申し出をしております。

**○議長（赤井康彦君）** はい。再々質疑はありますか。今村議員。

**○8番（今村恵美子さん）** 最初の歳計外現金、歳入歳出外現金のこと

は、監査を受けているということとその監査委員さんも目が通されてるということは一定確認ができているのかなと思っているんですけども、この現在高の金額というのは、これは一つまとめになっているわけですか。この種類のいいうとこの一時取扱金とか保証金とかありますけど、それ以外に全然、法律や政令に関しての以外のものというのはいないんですよね。まあ、そこをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、業務請負の件ですけども、文書でいろいろ送っておられるということですけど、突発的なそういった業務上の問題が起きたときというのは、だれがあそこの齋場の中でその時に指示をしておられるんですか、通常。休日来ていただいているわけですけどね、うちが雇っている現業職員の皆さんは請負業者のきくやの従業員の皆さんに、こうなさい、ああなさいということはいえないんですよね、この契約上。偽装請負になりますのでね。そういう突発的な事故が起こったときは、どういうふうに処理をしたのか。きくやは長期契約という形になっておりますけれども、この業務請負というのは長期契約で今後もやっていくという方向で、何年契約という形で、今、何年目かちょっと私、わかりませんが、そういう方向で当紫雲苑の方では考えておられるんです

か。ちょっと最後に聞かせてください。

それからいろんな入札・契約行為。適正にやっているとというのは、当然、理事者側からいう当たり前の答弁だと思うんですけども、やはり一般的に考えてそういった競争性がないと高止まりはしていくし、この組合の会計というのはほとんど1市4町の負担金、分担金で歳入のほとんどを賄っているわけじゃないですか。そういった面では、よりシビアにそういったものを財政的にも節約を、先ほど管理者がおっしゃっていましたが、そういった観点を持てば、もっと下げられることはできるんじゃないかと私は思っております。先ほど、一般競争入札と指名競争入札、合わせて平均82.9%というふうにおっしゃっておられましたけれども、これに随契を入れていくと、随契というのはほとんど100%に近いような話になりますので、やはりこの契約形態では高くついていっているというのが、一部事務組合の実態じゃないかと思うんですけどもそういうところはもっとキャッチアップの方向で、また、管内のいろんな業者に公平に機会均等を与えていくという方向で広く一般競争入札の額も下げて広げていくとか、指名競争入札にしても、私はその指名競争入札がいいとは思っておりませんが、そういった研究等、また取り

組みは考えておられませんか。最後ですけどよろしく願います。

○議長（赤井康彦君） はい、総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） それでは再質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、歳計外現金等の運用につきましては、先ほども説明を、自治法の規則に則って適正に保管をいたしていると申しました。したがいまして、法令に基づかない運用といいますか、歳入等はいたしておりません。

次に3点目でございます。議員のおっしゃいますように、指名競争入札はあまり好まないというようなご発言をされておられます。私どもいたしましては、当組合の契約規則に則りましてできるだけ、広く公平にですね、業者様の方にも入札参加していただくように、今、現在、ホームページ等でですね、例えば平成27年度につきましては、今、現在、中継基地の設置工事について、一般競争入札をいたしているところでございます。いわゆる、郵便入札ということで取り組みをさせていただいているということでございますので、今後も適正に執行して参りたいと考えておりますのでご理解をよろしく願います。以上でございます。

○議長（赤井康彦君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） はい。それでは、お答えいたします。突発的な事故というのが、紫雲苑におきましては、例えば機械が故障したとか、そういう場合はあると思います。それは私に言われても直すということとはできません。今まで、現在はなかったというのが、現実はそのことなんですけど。あるいはまず私のところへ電話してきて、それから私がどこどこへ連絡するというような形になってます。今、現在はありませんでした。それであと今後の休日の委託というようなことですが、今の紫雲苑につきましては来年の3月で竣工いたします。けれども、今、現在、職員の休暇とか、あとも職員がだいぶ高齢化もなってきましたので病気で長期入院したとかいう場合に急きょ代替りの火葬要員を探すというのは至難の業でございます。こういう場合には休日のそういった業者に前もってそういうふうな急に用事がある場合はお願いできませんかというような形で、頼むというような形で、私どもも職員の健康は願っておりますけども、人間、生身でございますのでいつ悪くなるということもありますので、そういうような危機管理を考えて、今後も休日の委託業務は続けていきたい、というような形で考えておりますのでよろしく願います。

○議長（赤井康彦君） 以上で事前

通告があった質疑は終了しましたので、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。今村議員。

**○8番（今村恵美子さん）** はい。それでは、平成26年度一般会計歳入歳出決算書に対して、反対討論をいたします。3点、指摘させていただきます。

1点目は、これまでも申し上げて参りましたけれども、この一部事務組合というのは、財源ほとんどが構成市町、1市4町で分担金、負担金の中で財源を作ってきているわけですが、やはりこの彦根愛知犬上行政組合の分担金、負担金の負担割合、これは彦根の市民にとっては低負担で4町の町民にとっては高負担なんですね。当組合が所管している公共サービス、これは1市4町のどこに住んでも同じ公共サービスを受ける訳なんですけれども、しかし現在のこの分担金、負担金の割合というのは市の方が負担が少ない。町の住民さんの方が負担が重いというやり方というのは本来は100%人口割にするのが、構成市町の対等、平等な組合運営をしていくためには基本的な私はスタンスだと考えています。こういった問題は、この決算では相変わらず解消がされておしま

せん。これはやはり理事者側の認識がまだまだそういった面で低いんじゃないかなと思います。それはやっぱり私は認めることができないと思っております。

また2点目は、先ほども火葬業務の休日委託の問題、今の現業職員の皆さんが病気をしたりだんだん高齢になっていく中で必要だということを、今、場長の方からは説明していただきましたけれども、311万、これを民間委託業者で賄うというよりも私はやはり現業職員の方も一定定年も近づいておられる方もいらっしゃるわけですから、正規の補充、また嘱託職員を補充するとか、今の現業職員と連携をとれる、そういった火葬業務に従事できる人も紫雲苑でも確保すべきじゃないかと。これは今の状況を見たら、機械がすごく高度化してるし、取り扱いもこれはやっぱり熟知している人が必要になってくる業務だなということがよくわかりますので、そういったことは改善をしていただきたいと思っております。

それからこの業務というのは、いろんな委託料や物品の関係、それから工事もあります。そういった面のいろんな入札やら契約がありますけれども、やはり当組合の財政をさらに適正化していくためには、今の中心がやはり一般競争入札はごく僅かですけれども、指名競争入札と随意契約、こういったことはどうして

もやはり業者間の中での談合はしやすい、こういった関係を温存する、そういった環境設定にもなって参ります。そして落札問題でも高落札、こういったことも弊害として出てくる。そういった問題でもありますので、さらにもっとそういった契約については適正化するために、もっと努力していただきたいと思えます。現状ではとても認められないということで、そういったことを指摘いたしまして、反対といたします。

**○議長（赤井康彦君）** はい、その他に提案に反対者の発言を許したいと思えますが。はい、西澤議員。

**○6番（西澤申明君）** 6番、西澤です。今村議員の反対討論と重なりますが、この負担割合の問題について述べたいと思えます。今、今村議員が言われましたように彦根市が1に対して、割りますと犬上3町は2を超えます。それから、愛荘町は1.9あたりになります。それで、負担金、分担金の住民一人当たりの割合を1対1というようにすべきと考えます。とりわけですね、紫雲苑の建築、改築やそれから今後計画されている新しい広域ごみの焼却施設、これについても負担金においても、この不公平な割合が適用されることになります。これは平等割が2割ということから生じていると思えます。均等割を2割とみる根拠が、私は間違っているものと考えます。構成市

町が公平に負担するという原則に立てば、すべてを人口割にすべきだと考えます。改めて、負担金、分担金の公平性を確保すべきであり、規定の思い切った見直しを求めて反対討論といたします。

**○議長（赤井康彦君）** はい。その他、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（赤井康彦君）** はい、それではこれより採決を行います。議案第3号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第3号 平成26年度（2014年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第7 議案第4号上程

**○議長（赤井康彦君）** 次に、日程第7 議案第4号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。職員に議案を

朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、お手元にお配りさせていただいております議案第4号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算総額 6億1238万6千円に、歳入歳出それぞれ3806万3千円を追加をいたしまして、予算総額を6億5044万9千円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 議案第4号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、お手元の一般会計補正予算書で説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、提出議案の総括でございます。

2ページおよび3ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正になります。歳入・歳出の合計におきまして、歳入歳出の補正前の予算額6億1238万6千円のそれぞれに、3806万3千円を追加しまして、6億

5044万9千円とするものでございます。

次に5ページをお開けください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

また次の6ページには歳出を掲載をいたしております。先に歳出の詳細につきまして、恐れ入ります、最後の8ページの3歳出で説明をさせていただきます。

8ページでございます。第2款衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費、第11節 需用費につきましては、燃料費 32万8千円の減額でございます。これは、中山投棄場が現在、軽油引取税の免税事業者となっておりますが、当初予算要求時におきましては、この免税制度が平成27年度以降も継続されるかどうか明らかでなかったため、その点を考慮し予算を編成しました。結果といたしまして免税制度が継続されたため、今回、減額補正をお願いするものでございます。第15節 工事請負費は、3827万7千円の増額補正をお願いするものであります。これは中継基地工事に関しまして、当初予算要求時におきましては、地元の同意が得られていないことや、廃棄物処理委託業者が決定していない状況下で、最終処分場内に中継基地を設置するに当たっての必要最低限となる土木工事につきまして、積算し予算計上いたしておりました。

その後、地元との交渉のなかで、同意するに当たっては中継基地の安全対策、浸出水対策、ごみ飛散防止対策等が求められたこと、それらに対応する設備等の工事費が増額することとなったものでございます。併せまして、平成27年5月に廃棄物処理委託業者を選定いたしまして、運搬方法を協議するなかで、新たに必要となる設備等が発生したことに伴い、その追加工事の増額になっているというところでございます。したがって、投棄場管理費といたしましては、増減分を差し引きいたしました3794万9千円の増額をお願いするものでございます。なお、本日、お手元に中継基地の追加工事の補正内容の金額等をお伝えをさせていただきました中継基地配置平面図というものでございます。その資料として、2枚、配置図と拡大図を用意させていただいております。また、ご覧いただければと思います。

続きまして、第2目 塵芥焼却場費、第9節 旅費は、新ごみ処理施設建設候補地選定委員会の委員および自治会住民等の県外視察随行にかかる普通旅費で、2万円の増額補正をお願いするものでございます。第11節 需用費は、県外視察の公用マイクロバス利用にかかる燃料費に3万2千円、および県外視察におきます選定委員会委員や自治会住民等の食糧費に2万8千円、合計6万円

の増額補正をお願いするものでございます。第14節 使用料及び賃借料は、公用マイクロバスの高速代ということで、3万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

したがって、今回歳出の補正の合計といたしまして、3806万3千円の増額の補正をお願いするものでございます。

最後に、恐れ入ります、7ページに戻っていただきまして、2歳入におきまして、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金の歳出の増額分と同額の3806万3千円の増額をお願いするものでございます。なお、構成市町ごとの増額分の負担につきましては、お手元でございます8月補正予算案の概要で記載の方をさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** はい、それではこれより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（赤井康彦君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第

4号 平成27年度(2015年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

着席願います。起立全員でございます。よって、議案第4号 平成27年度(2015年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

---

○議長(赤井康彦君) 次に日程第8。

○6番(西澤申明君) 議長。議事進行。

○議長(赤井康彦君) はい、西澤議員。

○6番(西澤申明君) 90分近くになりましたので、暫時休憩を要請したいと思います。

○議長(赤井康彦君) 失礼いたしました。それでは暫時休憩いたします。休憩は10分程度といたします。

---

〔午後3時25分休憩〕

〔午後3時35分再開〕

---

#### 日程第8 一般質問

○議長(赤井康彦君) はい、それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第8 定例会でありますので当組合所管事項に対する一般質問を行います。一般質問の通告書が提出されておりますので発言を許します。一括質問、一括答弁ですので質問者は一括で質問してください。

16番 安澤勝君。

○16番(安澤勝君) それでは、彦根愛知犬上広域行政のごみ処理施設建設候補地の選定について質問いたします。選定委員会で決定されているタイムスケジュールに沿って、10月からの公募・募集に向けて着々と準備を進められておられることと思います。来年7月までの10ヶ月間、公募されるとのことですが、仮に10ヶ月の間に時期が異なりながらも複数候補地が出てきたときに、その都度、当該自治会の審査をされていくのでしょうか。特に書面上、必要要件が満たされていたとしても地盤に問題がないかなどは専門的な調査が必要だと思います。稲枝駅改修工事でも地盤が軟弱であることが判明し、工事に遅延が生じ、供用開始が遅れる事態が発生しています。このようなことから、地質調査が必要であると考えますが、審査の手順について見解をお示しいただきたいと思います。

次に選定した結果、同等の候補地が複数あり、どこか1ヶ所に絞らなければならない事態が発生した場合、何を最優先に選定されるのでしょうか

か。最高3億円の地域振興策がもらえる、もらえないかでは大違いです。候補地決定の基準をお示してください。

次に応募資格は自治会または土地所有者個人の場合は地元自治会の同意がなければなりません。このようなことから比較的、土地買収には時間がかからないと判断できます。彦根市の場合、公共工事の場合でございますけれども、予算を確保しながら毎年、少しずつ買収をしておりますけれども、数年後にまとまったお金が必要なことは明白です。現在の施設は、県内でも最も古く老朽化しています。喫緊の課題であることから関係市町は新施設建設のための財政措置をお考えであると思います。広域行政組合として、こういったことを想定しての予算計上が必要であると考えますが見解をお示してください。

今ほども申し上げましたが、喫緊の課題です。今年、5月29日にはごみ処理場の中央自動運転制御装置、DCSに不具合が発生し、燃烧中の焼却炉の自動運転が突然停止する事象が発生し、数日間、三重県伊賀市の三重中央開発株式会社のリサイクルセンターに可燃ごみを搬出しています。すべてのタイムスケジュールを短縮できるところは短縮して、早期に供用開始できるようにすべきと考えますが見解をお示してください。

**○議長（赤井康彦君）** 建設推進室

主幹。

**○建設推進室主幹（村上義一君）**

彦根愛知犬上広域ごみ処理施設建設候補地の選定における審査手順の見解をお示してください、に対する回答をさせていただきます。審査の手順につきましては、今後、選定委員会で検討し決めていただくことではありますが、応募があれば、応募者資格、応募条件については、選定委員会で検討していただき承認をいただいておりますので、選定委員会の開催される時期に併せて、その都度、審議していただくこととなります。応募者資格、応募条件に適合していることが確認できれば、今後、選定要件を選定委員会で検討していただくこととなりますが、まず応募地の選定要件に関する資料の収集調査をし、選定委員会で応募のあった候補地をまとめて審査していただく手順を考えております。なお、地盤の問題ですが、軟弱地盤は造成費に影響することでもあり、1市4町等の持っております過去に調査しましたデータや選定委員会の支援業務を委託しておりますコンサルの持っているデータ等を参考に、応募地の地質を推測し選定要件の審査に反映させていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、彦根愛知犬上広域ごみ処理施設建設候補地の選定における候補地決定の基準を示してくださ

い、についてお答えします。候補地決定の基準についてですが、まず、応募条件が適合していることが、前提となります。基準の基になる選定要件としては、土地利用・環境保全・防災性・経済性・合意形成などが考えられます。また、選定要件に対する基準としては、できる限り数値化して、一般的に理解し易い基準を考えています。例としましては、収集運搬効率の要件があれば、ごみの発生量と距離の積算が評価対象となるものと考えております。選定要件および基準も、今後、選定委員会で検討していただくことでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、彦根愛知犬上広域ごみ処理施設建設候補地の選定における広域行政組合として予算計上が必要であると考えが見解を示してください、について回答させていただきます。新しいごみ処理施設の建設には、多額の費用がかかることから、今後、行政組合の管理者会や1市4町の財政担当とも協議して、基金として積み立ていくことを検討していく必要があるものと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、新ごみ処理施設を早期供用開始できるようにすべきと考えるが見解を示してください、とのことについてお答えさせていただきます。議員のご指摘のように彦根市清掃センターのごみ焼却場は、稼動

後38年を経過したごみ処理施設で、県内でもっとも古い施設です。また、組合を構成する4町の可燃ごみを処理しているリバースセンターも稼働後約20年を経過し、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題であります。行政組合では、過去、地元の反対等により候補地を断念した経緯を踏まえ、選定手法を見直し、新しいごみ処理施設候補地の募集選定のための委員会を去年12月に立ち上げたところでございます。選定委員会では、新しいごみ処理施設候補地の募集からごみ処理施設の竣工を平成39年度とする目標スケジュールを立てておりますが、現在、スケジュールとして確定しておりますのは、募集期間が平成27年10月15日から平成28年7月29日までであります。その後の用地買収が順調にいきましたら、調査等で同時並行してできるものは早急に実施し、一刻も早く供用開始ができるよう、スケジュールの短縮を図っていきたくと考えておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 再質問ありますか。はい、安澤議員。

**○16番（安澤勝君）** 特にまず審査基準の手順のところではございましたが、検討委員会で検討されているということではございました。しかしながら、今の検討委員会のペースを見ていますと3ヶ月とか4ヶ月とか

のパンで開催されておられますんで、やはり出てきて速やかに、今、最後におっしゃっていただいたようにタイムスケジュールも短縮できることは短縮するというふうなご発言がございましたので、その検討委員会の開催をですね、その何ヶ月もパンを開けて開きましょうというように遅いことをしてもらっては、今のご発言の趣旨とは変わってきます。そういうことから、スケジュールを短縮していくという意味でしっかりとその検討委員会、今まで以上のスピードをもって委員会を開催してスムーズに協議をしていただきたいというふうに考えますが、その辺につきましてはどういうふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから確認をさせていただきたいのが、何を最優先に選定されるのでしょうかということをお伺いしておりますので、これですということ、一番これを同等の条件が出てきたときにはこれを一番最優先して検討を加えていくという、そのどれというのだけ、一番最優先される部分をもう一度確認をさせていただきたいと思えます。

この2点、ご回答をお願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 建設推進室主幹。

**○建設推進室主幹（村上義一君）**

今、議員の方からご指摘がありました選定委員会の期間が長すぎるんじゃないかということですが、今後だいたい2ヶ月に1回程度で開催をしていきますのでよろしく願いします。

何を最優先に考えるかということですが、安心、安全ということが大事ですので、例えば、地震とか、そういうものに対する活断層の影響とか、例えば、浸水地域とか、そういう自然災害とか、そういうものに対して重点を置いたことを今後、検討委員会で諮っていただくように運営したいと思っております。以上でございます。

**○議長（赤井康彦君）** 再々質問はありますか。

**○16番（安澤勝君）** 質問ではないですけど、できる限り早く検討委員会を常にしていただけるように最後、ご要望申し上げたいと思えます。最終的には、安心、安全をというふうなお答えでございましたので、そういった1市4町の安心、安全、そして地域住民の生活がしっかりとこれからも充実したものになるようにしっかりとお努めをいただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

**○議長（赤井康彦君）** 2番、獅山向洋君。

**○2番（獅山向洋君）** 私は市議会議員になりましてからですね、彦根

愛知犬上地域ごみ処理施設建設整備候補地選定委員会ですね、非常に長いんで後は以下、選定委員会と申し上げますが、開催の通知をいただく度にですね、できる限り出席してきたわけでございます。その中でちょっと時々、疑問に思うこともありましたんで本日質問させていただきたいと思っております。

まず、今ですね、ちょっとお手元に毎日新聞の今年の7月28日付けのですね、記事を皆さんに配らせていただきました。これは彦根市ごみ焼却場建設問題を取り上げたものでございますけれども、この中にですね、林室長さんのですね、タイムリミットが来ているというようなお話とかですね、10年と言っても決して時間的な余裕がないというようなご発言があるわけでございます。これ、今、安澤議員のご質問にもあったわけですが、現時点におけるですね、具体的なタイムスケジュールを明らかにしていただきたいと思います。

次です。先ほど申し上げました選定委員会についての質問ですが、まずですね、広域行政組合が建設候補地を公募したときにですね、応募区、あるいは応募自治会が全くなかったときはどうするのか。どうも3億円という金額が非常に魅力的でかなり公募地は出てくると思うんですが、理論的にはですね、全くなかった場

合はどうするのかという問題がございます。

それから次にですね、応募自治会が数ヶ所出てきてもですね、すべての候補地が選定条件を満たさない。簡単に言うたら、選定委員会がいろいろ調べたら、どうもみなだめだというようなことになった場合はですね、どうするんだという問題がございます。

それからもう一つはですね、選定した候補地の地権者との売買金額などが折り合えず、売買契約が締結できなくなったりですね、選定後に例えば相続が発生するなどですね、なかなかその相続人の行方がわからんとか、いろんな問題でですね、重要な土地部門の取得が不可能になったりした場合ですね、こういうような場合に候補地なしというような状況になりますんで、これについてもどう考えておられるのかということですよ。

それから、これはかつての管理者である私にも責任があるんですが、とにかくタイムリミットが来てしまっているわけでございまして、このようにいろいろなネックがあるわけなんで、こういう単線的なとかいうかな、もう時間を追ってただやっているということですね、途中でポンとここでもうだめだというようなことになった場合ですね、たちまち行き詰ってしまってますね、時間的な

ロスが非常に大きくなる。場合によっては、目標のときにですね、目標の年にですね、完成しなくなる可能性というのもあるわけでございまして、そういう意味でもう少しこの複線的なというかな、並行的な進め方も必要じゃないかと思っておりますけれども、この点、管理者にご見解があればお聞きしたいと思います。

それから次はですね、応募に際しての問題でございますが、この応募については2通りございまして、地元区長、自治会長が応募する場合には土地所有者の同意、または同意を得る見込みがあるということが条件となっております。また、土地所有者が応募する場合にはですね、地元区、地元自治会の同意を得ているということを条件にしているようでございます。ですからこのように地元区長、地元自治会長、あるいは土地所有者にですね、簡単に言えば、地元の取りまとめの責任を負わせているわけでございまして、このような重要なですね、応募条件を求めている以上ですね、公募する前、簡単に言うたら10月から公募をするとおっしゃっているんですが、公募する前にですね、あるいはまた公募と同時にですね、候補地選定の条件とか、優先順位をですね、明らかにしておくべきではないかと思えます。この点は、安澤議員の質問とも重複しておりますけれども、時期的な問題と

してですね、非常にこれは大切なことじゃないかと思えます。というのは、地元を取りまとめるためにですね、散々苦勞してですよ、ようやく書類まとめて出したと。ところが、この優先順位とかですね、そういう候補地選定条件から見ればですね、他の候補地に明らかに劣っているということがわかった場合ですね、なんだこんなことならですね、早く言うといってくれたらどうなんだというような問題が出てくるわけです。ですから地元にあまりにですね、無駄な努力をさせないようにですね、私はむしろこの候補地選定の条件とか優先度を一刻も早くですね、きちっと明らかにするべきではないかと思っております。

さて、次の質問ですが、どうもこの選定委員会の話を聞いておりますとですね、地域振興策、いわゆる地元協力金の問題ですが、これをこの対象地域、つまり支払う相手ですね、これを立地区あるいは立地自治会に限定しておられるようでございます。それでですね、まあ、こういう場合が考えられるわけですね。例えば、立地区、あるいは立地自治会に住んでいずにですね、その周辺の区とか自治会に居住しておられるような場合でもですね、やっぱり立地区、立地自治会だけしかもらえないのかという問題があります。

それから、もう一つはですね、こ

の廃棄物の処理および清掃に関する法律では、周辺地域の生活環境の保全および増進に配慮すると、こういうことを規定しているわけですが、この立地区なり自治会だけに限定するとですね、周辺の自治会、あるいは周辺の区をごみ収集車がですね、頻繁に通行した場合ですね、これは周辺地域の生活環境の保全・増進というこの問題にひっかかってくるんじゃないか、と思うんですね。ですから、本当にこの立地区なり自治会に限定してしまうとですね、この法律そのものの趣旨に反してしまうんじゃないかというふうに思うわけですが、この辺についてご見解をお伺いしたいと思います。

次は、地域振興策、協力金についてでございます。これはですね、地元協力金3億円、趣旨によって2億円と1億円、分かりますけれども、これをお支払いするというのはですね、今回の一連の選定委員会でも非常に強調されているわけですが、これについてやはり地元も魅力を感じる方も結構あるんじゃないかと思えます。そこでですね、この地域振興策、つまり協力金の問題ですが、これについては皆さんもご承知のとおり、大津市における地元協力金に関する民事事件がございました。これについてはですね、やはりこの振興策、協力金は合理的な

根拠があるという判決であったわけですが、これについては既に配布されました地域振興策の考え方とかですね、方針という文書にですね、判決が引用されているわけですが、今後ですね、構成市町の議会の議決も必要になって参りますので、そういう意味でまずわが行政組合のですね、議員にはですね、判決をきちっとお配りいただけないものかと思えます。私、判決全文のコピーというふうに通告しておきましたけれども、実際判例地方とかですね、判例タイムズなんかにはこれはおそらく載っているだろうと思えますので、それでも結構でございますので、本組合議会議員に配布していただきたいというふうに考えております。

それから、もう一つはですね、同じような理由でございますけれども、地域振興策の上限を、3億円とした根拠でございますけれども、これについてこの行政組合で一般廃棄物施設等に関する自治体事例というものを調査しておられます。これに対して、平均額を出しておられるわけですが、やはり我々議員に対してですね、単に平均額だけではなくてですね、個々の事例をすべて明らかにされるべきではないか、こう思っております。ぜひ配布していただきたいと思えます。

さて、ごみ処理施設建設推進室の

体制および業務についてお尋ねしたいと思います。これについては、建設推進室の組織、職員数、担当業務、兼職の有無などを明らかにしていただきたいんですが、これはちょっと私も意地悪な質問かもしれませんが、選定委員会の協議をですね、傍聴して思ったんですが、候補地として応募するときにはですね、地元の自治会長とか区長さんがですね、取りまとめを行いますし、また土地所有者は逆に地元の区なり、自治会の承認を得るということでございますので、そういう意味でまああと取りまとめは地元がやる、また候補地の選定と決定はですね、選定委員会が行う。しかも、プロポーザル方式で選ばれた事業者がこれを支援することになっておりまして、この一連の業務の中で建設推進室が事務局機能を果たすことが私も理解しておりますが、これだけですね、アウトソーシングちゅうんですか、外部にですね、いろいろな仕事をお願いしとったらですね、建設推進室は他に何か仕事があるんかいなというふうに疑問を感じたわけでございます。特にですね、選定委員会が候補地を決定するまでの10ヶ月間、建設推進室がですね、果たす、なんか仕事はあるんかいなというような疑問を持ちましたので、誠に失礼ではございますが、もちろん仕事はあると思いますが、ちょっとその辺についてで

すね、釈明していただけないかなと思っております。

それから最後の質問はですね、これはちょっとごみ処理施設の問題とは違うんですけども、新しい最終処分場、つまり中山投棄場の次の問題でございますが、実はこの第4回のはですね、選定委員会において傍聴者にも配布されました候補地公募ピラ案にはですね、新しい最終処分場の整備も検討しています。詳しいことは中山投棄場にお問い合わせくださいというような記載がございました。それで、この機会といたしますか、この議会においてですね、新しい最終処分場の整備に関する現時点でのなんか詳しい内容がございましたらですね、明らかにしていただきたいと思っております。以上でございます。

**○建設推進室長（林善和君）** それでは順に答えさせていただきます。まず標題1の方を、私、回答させていただきますまして、内容につきまして3人で回答させていただきますので、ご了承ください。

それでは、まず、標題1の建設推進室長の談話の掲載内容に間違いはないのか、また具体的なタイムスケジュールを明らかにされたい、についてお答えさせていただきます。7月28日付け毎日新聞に掲載されております、既にタイムリミット、という見出しにつきましては、組合への取材の前に、彦根市の清掃センタ

一での取材内容と、私ども、現在進めております、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会、こちらの方につきましては、私どもも選定委員会と以下、言わせていただきます。で、予定スケジュールに挙げております運用開始時期を照らし合わされて、このような見出しになったのかとは思いますが。取材時、私の方から申し上げさせていただきましたのは、選定委員会で提示いたしましたスケジュールからすると、候補地決定後、運用開始までに10年を要することを申し上げております。また、今後のタイムスケジュールについては、現在進めております選定委員会においてもお示しさせていただきましたが、選定委員会からの候補地選定報告を平成28年度末頃とし、その報告を受けて、管理者会において決定をいただく予定をしております。その後、施設整備基本計画の策定を開始し、地元説明会や生活環境影響調査、また都市計画決定、用地買収等で6年から7年を予定をしております。そのあと、平成36年度からは、実施計画を約3年間の工事期間を経て、平成39年度中の運用開始を目指していきたいと考えております。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

建設候補地を公募したとき、応募

区（自治会）が全くなかったときはどうするのか、についてお答えします。今年の10月からの公募に向けて、選定委員会において協議をいただいているところですが、第1回、第2回会議において、本番の公募開始までに予告を出せないかというご意見がございました。本年6月から7月にかけて、行政組合の構成市町の広報に公募予告を掲載させていただきました。また、公募開始後、早い時期に全体説明会を行うとともに、他市への最新のごみ処理施設などの視察を実施するなど、建設を計画しているごみ処理施設が、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減を図るだけでなく、熱エネルギーの回収を行うとともに、災害時には、防災の拠点としての焼却施設の機能を失うことなく稼働ができる、堅牢で安全性に十分配慮した施設であることなどをご理解いただき、多くの方から応募いただけるよう、説明会の実施や施設の見学会、ごみ処理施設に関する講演会などを実施し、皆さまに働きかけて参りますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、応募自治会が数ヶ所出て来ても全ての候補地が選定条件を満たさないときはどうするのか、についての質問についてお答えします。選定要件につきましては、今後の選定委員会において、詳細を決定

することになります。第2回、第3回の選定委員会において、事務局より選定要件の検討した例を提示させていただきました。その際、選定要件の項目を数値化するよう求められており、最終的な候補地を1ヶ所に絞ることはせず、順位づけをし、管理者へ報告する方針が決定されておりますことから、先ほども申し上げましたが、可能な限りの方策により、より多くの方が応募いただけるよう努力して参ります。よろしく願いいたします。

続きまして、土地の取得等が不可能になり候補地が事実上なくなったとき、どのように対応するのか、についてお答えいたします。選定後、売買金額等で土地の取得ができないことにならないように、行政組合といたしましては、候補地として決定した地元住民や地権者の皆さまに、十分な説明をさせていただくとともに、当該土地の鑑定などにより、適正な土地評価を行い、売買金額について地権者の方々にご納得いただけるよう交渉して参りますのでよろしく願いいたします。

続きまして、単線的な考え方のもとに候補地選定を進めるだけでなく、もっと複線的な進め方を検討すべき、についてお答えします。管理者からの答弁を求められておりますが、お答えする内容が、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会

の会議での内容となりますことから促進協議会の事務局をしております関係から、建設推進室よりお答えいたします。今回の公募による候補地選定方法につきましては、平成26年2月10日に開催されました湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の首長会議の場で、今までの手法の検証や県内の先進事例調査を受けて決定されましたが、その際、今後の候補地決定にあたって今までの手法を残しながら新たに公募を行うこととされております。よって、今後の進め方といたしましては、この首長会議での協議内容の方針をもとに、応募の状況を見ながら対応して参りますのでよろしく願いいたします。

続きまして、公募前に候補地の選定条件や優先度を明確にしておくべきではないか、についてお答えいたします。今回の公募に際しましては、出来るだけ多くの区・自治会、また地権者の方に応募していただけるよう選定委員会でも話し合われてきました。そのため応募時には、出来るかぎり地元自治会に手を煩わせない方法で応募いただけるよう、応募資格や応募条件を必要最低限のものとし、候補地として決定したのち、地権者の同意を確実なものとしていただけるよう配慮させていただいております。選定要件につきましては、候補地を決定する上で、最も重要な

基準となって参ります。選定委員会でもコンサル業者を交えながら慎重に決定していくとの方針も出されましたことから、今年度中を目標に決定していきたいと考えておりますが、今までの選定委員会でも、今後の選定要件となり得る要件は、第2回・第3回でご提示させてもらっております。選定委員会は、一般公開のもとに開催しておりますことや、会議で決定いたしました要件につきましては、随時、行政組合のホームページを通して、情報発信して参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（林善和君）** それでは、標題3の続き、お答えさせていただきます。地域振興策の対象地を立地区・自治会に限定する方針について、こちら1番、2番について併せてお答えさせていただきます。

この地域振興策は、新ごみ処理施設の建設と操業を受入れていただく区・自治会の住民の皆さんが主体となって、新ごみ処理施設を中心とした資源循環型社会の構築を目指し、地域の活性化を図っていただけることを目的としております。そういった目的から施設を受入れていただく区・自治会の方は比重が大きいと考え、立地区・自治会のみとさせていただいております。しかし、議員が

ご指摘のように、ごみ処理施設への導入路等によっては、周辺自治会へも、影響がある恐れもございます。立地候補地の決定を受け、施設整備基本計画を策定する中で、周辺自治会にも立地区・自治会と同等の影響が考えられる場合は、再度、周辺自治会への対応も含め協議・検討して参りたいと考えております。

続きまして、標題4の振興策・協力金について、大津市における民事事件の判決文の全文のコピーを本組合議会議員に配布すべきでないか、についてお答えさせていただきます。大津市の民事裁判における判決文は、私どもの顧問弁護士により一般に公開されているものですので皆さまへお配りしても支障がないと聞き及んでおります。顧問弁護士より全文を取り寄せ、後日、皆さまにお配りさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、上限を3億円とした根拠である一般廃棄物施設等に関する自治体事例についても事例を明らかにすべきではないか、についてお答えさせていただきます。各自治体の事案につきましては、今回の公募に向けての準備のため、アンケートや聞き取り調査をさせていただき、公開されていない部分までお教えいただいた内容となっております。一般廃棄物施設を立地するに当たり、公募により決定されている自治体は、ホー

ムページ等で公開となっているものもございますが、公募での立地でない自治体は、非公開とされているところもございます。そういったことから、自治体名や影響のある内容を伏せてお渡しすることであれば可能かと考えておりますので、大津市の判決文と合わせて、後日、各市町の議会事務局を通してお渡しさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、ごみ処理施設建設推進室の体制および業務、についてお答えさせていただきます。建設推進室の体制は、室長1名・主査1名・嘱託職員2名・臨時職員1名の計5名でございます。担当業務につきましては、新しいごみ処理施設建設に関することが主でございます。兼職はございません。次に候補地が決定するまでの具体的な業務についてですが、先ほど来、申し上げておりますとおり、募集中はより多くの方が応募いただけるよう、積極的に説明会の実施や施設の見学会などを実施するとともに、ごみ処理施設に関する講演会なども開催し、組合が建設を計画しているごみ施設が、先ほど言いました高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減を図るだけでなく、熱エネルギーの回収を行うとともに、災害時には防災の拠点として焼却施設の機能を失うことなく稼働ができ、堅

牢で安全性に十分配慮した施設であることをアピールして参りたいと考えております。また、選定要件の早期決定を目指すとともに、要件が確立しましたら、最良の選定ができるよう、構成市町や関係機関と調整を図りながら、提出いただく書類の検証がスムーズに行えるよう協議などを行って参りたいと考えております。

**○議長（赤井康彦君）** 中山投棄場主幹。

**○中山投棄場主幹（水森豊孝君）**

失礼します。標題6の新しい処分場について、ということで新しい処分場の整備の現況、現状ということで、回答させていただきます。ご承知のとおり、中山投棄場での埋立て処理は、地元との協議によりまして今年度で終了しますことから、緊急避難的な措置としまして、圏域外の民間処分場での委託処理を予定しております。現在行っております埋立て処理は、搬入されたものをそのまま埋め立っていますが、将来は、搬入されたごみを選別処理し、資源化できるものはリサイクルし、どうしても処理できないものについては、埋め立てるというシステムへの転換、それとごみ減量化に対する住民への啓発、周知が今以上に必要であると考えております。

このため、構成市町の収集体制の整備をはじめ、ごみ焼却場や選別施設、最終処分場の建設など、費用や

職員体制、環境に与える負荷など、あらゆる角度から十分に検討する必要があります。現時点では、1市3町での合意形成ができておりません。しかしながら、ごみ処理施設の建設には、長期間を要しますことから、事前に最終処分場の候補と成り得る土地があるのかということ把握することで、構成市町間のスムーズな合意形成を図って参りたいと考え、今回、新しい焼却場の建設候補地の公募チラシに併記させていただいているということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（赤井康彦君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 標題1の問題ですけれども、実はこれね、選定委員会を見てましたらね、私ども傍聴人にもですね、工程表、みな配ってくださったわけなんです。私も非常に親切やなあと思ったんですけれども、それならば、ここで話したくのもいいんですけども、我々、議員にもですね、ちゃんと配っていただいた方がいいんじゃないかなと。やっぱり一覧表で見た方がようわかるんですわ。そういうことで要望しておきたいと思ひます。

それから、標題2でございますけれども、一生懸命やということはようわかっているわけなんです。やっぱり理論的に全然ない、あるいは全然出てこなかったというようなね、この場合もね、よく考えておいても

らわないとですね、もう既に管理者がお代りになってからと言ひますがもう2年以上ね、経ってしまったわけなんです。いよいよもうタイムリミットがね、近づいてきてるわけでございますから、もちろんこの方法で、この方式でやるとおっしゃるのはわかりますけれども、いざというときにどうするかということだけはですね、十分考えておいていただきたいと思ひます。

それから、これは正に質問ですけれども、先ほど候補地選定条件とかですね、優先度の問題、私は内容も重要ですがいったいいつこれをですね、例えば応募しようとしている人々に明らかにするのかということ非常に重要じゃないかと思ひます。本当にね、無駄な努力をさせる可能性もあるわけなんです。でまたね、いくつかの候補地が出てきたときにですね、だいたい自分の候補地の条件はみなわかってるわけですから、優先度とかですね、選定条件がわかっておればですね、これはとてもうちはだめだなと。実はここの土地だけがですね、どうしても承知してもらえんけれどもとて可能性がないならもうこの際ここでやめとこかというようなこともね、考えられるわけなんです。そういう意味でやはり募集される以上はそういう親切さを持ってほしいなど、こう思ひます。

標題3はいいご答弁をいただきま

した。これはですね、やはりかなり良好な環境を害されるところもあると思います。それともう一つ申し上げておきたいんですが、こういうごみ処理施設ではですね、灯台下暗しなんて言うのと失礼ですけれども、むしろ地元の方にね、煙は落ちずに、遠方の方に煙が落ちることがあってね、遠方の自治会からとんでもないような反対がね、出てくるという場合もありますんでね、そういうことも十分考えておいていただきたいと思います。

それから協力金につきまして資料を出していただけるというのは大変ありがたいと思います。2番の問題につきましては、公開されているものだけでも結構でございますんで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それと、この標題5の問題でございますけれども私はね、やっぱりいろいろ皆さん、お仕事あるというのはよくわかるんですが、やっぱりね、候補地の皆さんがですね、相談に来られるんじゃないかと思うんですよ。でね、どうもこの選定委員会の話を聞いてるとなんだか一気にね、何もかも考えて決めるみたいなことをおっしゃってるんですが、随時、やっぱりね、候補地の方々にね、親切に対応してもらいたい。それがね、ある意味では急がば回れではありませんが、業務を進めるね、重要な要素

になるんじゃないかと思うっておりますんで、ぜひともその点もお答えとしてちょっと入れていただきたいと、こう思っております。

それから、標題6でございますが、これは失礼な言い方ですが、現時点ではあんまり何にも詳しい話はないということですね。そういうことならそういうことでよろしいんですけれども、ちょっとあんまりはっきりね、お問い合わせくださいとか書いてあったもんでね、問い合わせたら今回の話っていうかな、選定条件とかそんなことまでしやはるんかなとこう思ってしまいますんでね、誤解のないようにひとつよろしく願いしたい。これはもう答弁は結構です。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

再質問についてお答えいたします。

まず、全く候補地が出なかったときにはどうするか、ということについてですが、標題2の4の、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の方で検討されたことなんですが、この公募だけでなくですね、もし複線的な考え方としましては自治体全体ではなく役員レベルまでの公募とか、特定地の指定、構成市町からの推薦等もなかった場合は検討していかないといけないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

すいません。優先度につきましては、先ほどの安澤議員の質問にもあるんですが、選定要件につきましてはこれから委員会の方で決めていただくことですが、地震とか水害とかそういう自然災害のことは優先順位からしたら高くなると考えておりますのでその部分は早急に委員会の方に諮っていきたくております。よろしくお願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（林善和君）** 議員の再質問について、標題5の推進室の仕事につきまして、つけ足してくださいということでしたけれども、私どももそのように考えております。やはり、応募いただく方、また応募を考えておられる方に関しましては、あくまで文書なりそういうものだけではかなり難しいと思います。実際、窓口で顔をお会いさせていただいて詳しく説明させていただくのが1番だと思いますので、チラシを今度10月に皆さんにお配りはさしてはもらいます。そうすると選定要件等を、要領等をホームページ等、また各市町の担当課の窓口で配布させていただくことを考えております。その中にも要件に合わない場合でも相談を一度してくださいという文言を一文入れさせていただきましたのでそういう部分では配布させていただこう

かと考えておりますのでよろしくお願いたします。

**○議長（赤井康彦君）** 獅山議員。

**○2番（獅山向洋君）** もう簡単に済まさせていただきます。ただいま、優先度のお話をいたしましたけど、私がお聞きしているのはですね、時間的な問題でしてね、やっぱりね、地元の区長さんや自治会長さんや土地所有者がですね、いよいよ10月からということですね、一生懸命なられるわけですよ。でそのときにですね、条件も何もわからずにね、闇雲に、失礼な言い方やけど3億円をね、目当てにね、おやりになってね、あとでなんだこんなことやったら早う言うてくれりゃいいのにと、こういうことになりますんでね。その点はね、ちょっと早く選定委員会でね、これこそ重要なことなんだということをはっきり言うていただきたいと思いますよ、はい。もうこれは意見でよろしいわ。ていうのはね、選定委員会で言うてほしいのよ。本当に。

それともう1点ね、先ほど単線的とか複線的とか言いましたけどもね、本当はこの方法論がございましてね、皆さんもね、おわかりだと思いますけれども、例えば使用済核燃料のね、処分場の問題でもですね、今まで全国に公募してこられたんですよ。ところがね、全然公募がないと。もうそれならばやっぱり責任をもってね、どこが一番適地であるかということ

をね、調べた上できちっと政府の方でね、説得に行かすと、あるいは条件も出しますということをおられるわけですね。今回のこの問題は使用済核燃料の問題とはだいぶ違うんですけどね、物事の考え方はよく似たところがありましてね、例えば私がね、一番心配してますのはね、もうあっちからもこっちからもたくさん手が上がったと。そしてね、それぞれ条件が適していると。ところがですね、条件が適してるといのは当然なんですけれども、いざいろいろとね、細かく優先度を調べていたらですね、本当は手上げていないところに一番適地があったというようなときですね、結局はもう手上げてはるからここに決めてまおかというようなね、安易なふうの流れてくるとは困るなというふうに思ってるんですよ。それならば、むしろきちっとこちらの方であらかじめ調べた上でやっていくという方法もあるわけですから、その辺はですね、十分、やはり管理者の側の皆さんとしてはですね、考えていただきたいと思います。以上です。別にお答えは結構ですんで。

**○議長（赤井康彦君）** 8番、今村恵美子さん。

**○8番（今村恵美子さん）** それでは、私は新築紫雲苑の運用について問うということで、まず1点目は防災監視カメラの設置の問題点、防犯

とも言えるんですけど、今回の新築を機にこの監視カメラが設置されておりまして、事務所と現業の方たちの管理室にモニターが設置をされています。来苑者へのサービス向上と業務の迅速化・効率化には必要な設備と思いますが、事務所のモニターには火葬職員のいる管理室、また着替えや休息をとる休憩室にもこの監視カメラが設置され、常時事務所のモニターに映るようになっています。これはやはり人権侵害とパワーハラースメントに私はあたると考えます。ぜひ、これは見直しをして取り外す等、考えるべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。また、施設拡大により事務所職員と現業職員や、また現業職員と現業職員の連絡をスムーズに図るために無線等の携帯が必要ではないでしょうか。モニターでは、私、管理室からのモニターも見せてもらったんですけども、確かにどこに誰がいるのかわからないと、相手を探すのにモニターでは死角もあり職員がどこにいるのか、このわからない状況を作らないためにもこのことは事務所の方との連絡・連携にも必要だと思いますので検討を求めます。

続いて、新紫雲苑のランニングコストの節約はということで、先日、この今のできてる部分の火葬棟の方の見学をさせていただきました。以前の機器と比較すると随分、大型化

してありまして1階部分が火葬する部分でして、2階にこの集じん機、集じん室、バグフィルター等がありまして、3階が煙突部分となっていて、見た感じは非常に大きな施設になったんだなという感じをいたしました。そこでランニングコストの問題でこれは燃料費、また電気代、消耗品費や維持管理費、メンテナンス費用、こういったのが今までの施設に比べて、どれだけ増えていくという見通しを持っておられるのか。燃料費も焼却する、二重に煙も焼却するとか、なんかいろいろ装置が変わってましたし、電気代もあの広さですと相当かかるのかなという感じがしましたが、そういったことはどのように見通しをもっているのか、ちょっと明らかにしてください。それから、以前にこういう、私は、全面改築じゃなくって、改修・修繕という方向性でしたから、その方が使えるところは使った方がいいじゃないかということをお願いしたときに、理事者の答弁では施設を新築しても火葬料金、住民の皆さんの火葬料金は上げないという方向で考えておりますということでしたが、そうになると、この新しく、今度は事務所の関係、待合室やそういったところの今、工事が進められておりますが、今後の施設全体のこの歳出経費の節減ということが当然、必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども具

体的にどういうそういった節減方策を考えておられるのか、答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） それでは今村議員の質問にお答えいたします。まずは監視カメラでございますけれども、監視カメラ、モニターでございますけれども、これは監視室、まあ現業職員がおられるところと、あと、これは現場職員の職場でございます。憩いの場ではございません。監視室は職場でございます。それと、職員の安全や機器、パソコンがありますので機器等の盗難防止や不正操作の保全管理のために設置しているというようなことでございます。なお、休憩室につきましては、今、現在、設置していますが、盗難防止の目的で設置いたしました。ところが、更衣とか、休憩とかがありますので、これはプライバシーに反するというようなことで、これは、今、現在、今後、取り外して他に使うというようなことでございます。あと、監視カメラにつきましては、昨年9月頃には現場の職員にはちゃんと申し添えております。前場長が現場の職員に相談なしにみんな決めたというようなことを散々言われましたので、私は事前に担当職員には通告をして協議をしております。それで、異議申し立てがなかったというような経緯もございます。

それともう一つ、ランニングコストのことでございますけれども、議員も言われましたように。

すいません。無線の件でございますけれども、これは当施設、山間部にありまして携帯電話もなかなか入りにくいと。特に今のスマホはなかなか入りにくいというような状態があります。これも職員と一応話し合いをしております。実際に全部施設ができて、それで、なおかつ不自由を感じるというのであればそれぞれ話し合いに応じますということで職員には回答しております。

続きまして、すいません、ランニングコストの問題です。まず、バグフィルターは、環境の負荷軽減というような形で行っています。最近、環境云々というような話がありますのでこれを軽減するというような形で、あと、それを排出する煙の観測をやっております。ガス濃度や悪臭物質の濃度等を測る機械が常時設置してありますので、今、現在、どれくらいの排出が行われているというのは全部パソコンで管理をされております。そのようなことから、必然的に電気を使いますので高くなっております。しかし、今まででしたら電気は普通の電気ですけど、電球に関しては全部LEDになっております。電気代についてはできるだけ安く、長期的な形で行おうというような形になっておりますけれども、必

然的に機械が大きくなっておりますので電気代は高くなります。新施設で減少するのは、昨年と比べて今年は修繕費、火葬炉が新しくなりましたので修繕費が去年と比べまして270万円ほど減ります。あと、施設の警備でございます。これも今まででしたら単年度契約でしたが、長期契約に替えました。議員の言われますように入札すれば安くなるというようなことで、今年で約12万円ほど安くなっております。あと、増加するのは先ほど言いましたように電気代が8月現在で昨年と比べまして3.5倍増えてます。約、それでいきますと9ヶ月で450万、これも昨年よりは増えます。予算のときは約900万ほど増えるというような形で見えておりましたが、ちょっと開始が遅れましたんでその分、ちょっと減るかなというふうに思っています。あと、浄化槽の維持管理でございますけれども、これが8.1倍。今までは普通の浄化槽でしたが、今、合併浄化槽というような形で30年後は、今、現在は合併浄化槽です。なんで下水に云々という話があるんですけど、山の方ですので下水を持ってくる方が相当高くつきます。で、たぶん下水はなしに、今後、ずっと浄化槽の対応にあるであろうと。それと浄化槽も今までは50人槽が75人槽に変わりました。それでメンテナンスが月に2回が毎週、確認・メンテナ

ンスに来ておりますんで、それで費用が高くなりました。81万8千円ほど高くなります。あと、電気工作物ですけれども、契約電気の増加によりまして、今まで月2回から毎週というような形で保安の関係で2.2倍の18万5千円、9ヶ月で増えます。そういうことで、今、現在、わかっているのはそういうような状況でございますけれども、稼働してまだ間がございません。なかなか他のことについての統計を取るといような資料がございませんので、全体としてどれだけ増える、減るといようなことは、今の段階でははっきりできないといようなことでございます。あと、先ほどから言っております経費削減につきましてですけれども、これは総務課長も言っておりますように予算と、我々も元役場の職員でございます。やはり、皆さんの税金といようなものでやっているというのは肝に銘じておりますので、できるだけ節減できるものは節減していくという形で職員の努力で少しでも減らしていきたいなといようなことしか、今の段階では言えませんのでよろしく申し上げます。

○議長（赤井康彦君） はい、再質問はありますか。今村議員。

○8番（今村恵美子さん） はい。職員の作業室の管理室のカメラの件についてですけれども、今は事務所は仮事務所になっているんですけどね、

私、先ほどすごく施設が広くなりましたして、中の職員さんの数って知れているわけですけど、お互いに相手があるときにすぐに見つかるようなそういうことを含めてこういったモニターも必要だとは思いますが、それでも、それでしたらこの事務所の方からだけが見れるという形だけではなくって、現業職員の作業室である管理室からも事務所が、いつも誰がいるのかとか、まして事務所は現金とかやっぱしそういったお金の扱いもありますし、相互にお互いが確認できるようなそんなことは考えてはおられないんですか。休憩室に関してはもうほんとにこれは人権侵害だなというのは、私、見たとき、なんでこんなところに、普通でいうとトイレに入った、トイレのどこにあるような感じと一緒にありますよ。あそこで着替えたり、ちょっと横になったりするとこにあるのは、当然撤去して当たり前だと思うんですけども、施設が、前の施設は職員同士の用事があったときにはまだ見つけやすい広さ的にはありますけど、この前、お伺いして見せていただいたとき、その作業している人もどこにいるのかわかりにくい、1階、2階、3階構造になってますし。で事務所から用事があってもその人を探すのにもまた時間もかかるというのもなんかすごく感じましたので、このカメラ自体は事務所にあって事務所の人が

作業室のその現業職員の管理室だけを見るんじゃないかって、管理室からも事務所がいつでも見れる状態とか、そういうふうにはあとはなるんですか。そのことはどう、あとまだ、工事はこれから事務所の方、待合室棟の方は始まりますので、このカメラの運用の仕方はどうなるか。その予定を聞かせてください。それから、連絡っていうのはやっぱりその作業してる人とか、事務所の人たちをお互いにすぐに連絡を取り合わなきゃいけないこともありますし、見えないうちでなんか倒れてたり事故があった場合のときにもやっぱりすぐにその場面、状況がわかるっていうふうに迅速な対応ができることがまず必要だと思うんです。で、ただそのモニターだけを見てそれがすべてができるかっていうとちょっと無理がすごくあるなと私もあのモニター、あそこにあったから見せていただいていたけど、そういうのもありますので、限られた職員でやる紫雲苑の業務ですのでその辺をやっぴしもっと前向きにみんながスムーズに来苑者が気持ちよく最後のそういった火葬をしていただいて、そういった環境を設定していくためにぜひ、私はこういうことはもっと早くから考えてやってほしいなと思ってはいますが、それはどう思っておられますか。

そして、ランニングコストの問題

なんですけどね、まあ確かにもう環境を配慮した、まあそういうダイオキシンやらいろんなものが出ないような大型な非常にすごい機械になってますけれども、それを裏返すとあれは相当なメンテナンスというか、バグフィルターも定期的に交換もしなきゃいけないし、まあ業者にしてみたら、まあ施設を搬入したと同時に年間のそういった維持管理、メンテナンス、そういった業務でずっとそれなりにメリットはあるわけですが、やっぱり当該、この組合は1市4町の住民の皆さんの血税でほとんどが運営されてる施設なんですから、私は今後、その今、先ほど場長は自分らもそういう仕事をしてきたので職員は努力をいろいろとするんだということをおっしゃってはおりましたが、具体的にね、どういうこの紫雲苑、この大型化した中で、私、先ほど火葬料金は変わらないんですよ言うて尋ねましたけど、そのことは何もおっしゃってなかったんですが、今の火葬料金のままで、そして、負担金、分担金を上げないで運営していくという形の節減する具体策というのが、先ほどの中では何も言葉としては出てこないんですけども、そういうこれまで業務経験は豊富なんですからどこをどういうふうに考えていく方向性ぐらいは提案はあってもいいと思うんですけどありませんでしょうか。よ

ろしくお願いします。

**○議長（赤井康彦君）** はい、当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第36条の規定により、彦根市議会会議規則第9条の例によって、午前9時から午後5時までであります。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

紫雲苑場長。

**○紫雲苑場長（茶木作夫君）** お答えいたします。まずは、カメラの件でございますけれども、監視カメラですけれども、なぜ休憩室までという話はまあこれはちょっといろいろとそれまでの流れがありまして、一応、現業職員の方がつけてくれという、はじめそういう予定でした。まあそれがひとつあったんでそれは要するに今、言いましたように休憩、更衣とかありますんで、まあそれはやっぱやめとこという形でこれは取り外しをします。という形でございます。で、あと、先ほど言われましたように新しい事務所にも監視カメラはつきます。先ほど言われましたように、お金がありますので、今度は人体と動物と2ヶ所、受付という形になりますんで、それが両方とも見える位置で一応設置をさせていただくというように考えています。まあそれをどちらへ、両方とが共有するか、云々についてはちょっとまだこれから考えますけど、まあ両方

とも見えてもええかなというふうには思っています。で、あともうひとつ、電話の件、云々という話ですけれども、まず急用で職員を呼んだりすることはほとんどありません。で、あと、もし電話がかかってくれば、また電話をお願いいたしますというような形でできます。だから、あとはいかにして職員間のコミュニケーションとか、そういう形がありますのでそれは新しくできてから支障をきたすということになれば、その勤務時間内のそういうようなものについては、職員と話して考えていきたいというように先ほどお答えしたとおりでございます。

で、あとランニングコストでどこを削減するかというようなことでございます。で、今、現在、こういういろいろあるんですけども、もう削減のしようがあまりないんですけど、するとすれば、消耗品関係で無駄なものは買わない、使わないというような形。あと、もう委託料についてもできるだけ入札でやっておりますし、あと削減するというようなところは見当たりませんのでもう最大限できるかなっていうたら消耗品関係かなというふうに考えております。以上です。

**○議長（赤井康彦君）** 今村議員。

**○8番（今村恵美子さん）** はい。監視カメラの件ですけれどもこのカメラが私は現業の職員の皆さんや事

務所の皆さんの業務の全体に対してすごく効率よくスムーズに仕事がお互いにできるためのモニターになってほしいと思ってるんです。そういう観点でやっぱその場長や、また現業職員の皆さんとのね、信頼関係をちゃんと図った上でのやっぱしモニターの内容とかもお互いにここにこれをつけて欲しいとかね、結果的に休憩室は現業職員の人、こんなとこになんてつけてくれたんやろうって感じですがすごく不思議、不信。なんか休憩まで監視されるのかって感じですがすごく不信感をもっておられましたので、私もあれはひどいなと、私、行ったとき思いましたから、やっぱその辺は信頼関係だと思うんですよ。ですからね、今後、まだ今度は事務所等、待合室とか、来た来苑者の皆さんのね、そういうところをこれから工事始まっていきますけれども、そういうことでその業務をするにあたって、事務所とそれから現業の職員との間の業務の信頼をもったモニターという形に私はしていくべきじゃないかなと思っていますので、現業職員の皆さんの要望っていうのはもう1回聞いたんやっていうのじゃなくって1番その人たちが住民と一番接点をもつていただく業務をしていただいているわけですからその人たちの業務に有効な形でのモニターの内容にしていってほしいと思っています。そのことをぜひ、今

後の、まだ建設が進んでいきますので念頭に置いていただいてそういうことの実施をお願いしたいと思えます。

それとランニングコストのこの問題なんですけど、これは当初から必ず上がると私は思っていたんですが、今、場長は消耗品の節減とか、入札や契約でもっとコスト下げられないかとかいう話をされておりましたけれども、これはやっぱし一年間ちゃんとこの間の、今、まだ一年の稼働ではありませんけれども具体的なやっぱし経費がどう変わったのかというのは、前の施設での一年間のそういった費用っていうのは決算でわかりますので、比較してわかる資料を今後、出していただきたいと思うんですけれどもそれはしていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。答弁をお願いします。

○議長（赤井康彦君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） はい、現業職員と事務職員の我々はいつも意思は通じるように話し合いはしています。ただ、建設のときは必ず要点では必ず現場に聞いたという実績はありますんで、まあまあそういうことで今後の話し合いも必要であればしていかなあかんというのは思っています。

で、あとランニングコストじゃなくして、今後の経費、これは私は全部データ化しておりますんでとるよ

うにしています。それで、あと、今度2月の新年度予算がありますので、まあそのときにちょっと増えた形でたぶんまた質問がくると思いますので、そのときにはちゃんと資料が、新年度予算までには、議会までにはそれまでのデータはちゃんとしたいなとは思っておりますのでよろしくをお願いします。

**○議長（赤井康彦君）** はい、議員の皆さんに申し上げたいと思います。再質問、再々質問の折にはですね、明確に、簡潔にですね、質問するようにお願い申し上げたいと思います。暫時休憩いたします。

---

〔午後4時55分休憩〕

〔午後5時04分再開〕

---

**○議長（赤井康彦君）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

6番、西澤伸明君。

**○6番（西澤伸明君）** 6番、西澤です。それでは、質問に入らせていただきます。

私は、ごみ問題の真の根本的解決に資するための地元協力金となることを求めて、新しいごみ処理施設をめぐる候補地選定に関わる地元協力金、地元協力感謝金の正当性、住民合意の観点について質したいと思います。ごみ問題は依然として循環型経済社会を目指す上で、また地方財

政の厳しい現状や他の子育て支援の充実、優先などを求められる政策課題から見ても、ごみ処理行政の根本的転換が突きつけられていると感じているものであります。2000年には循環型社会形成推進法が制定され、容器包装リサイクル法などが制定されましたが、環境省のごみ行政は処理施設中心の施策が根強いと指摘されています。拡大生産者責任を明確にした法整備の確立を改めて政府に対して要請すべきだと考えます。そういう中で、その前提の中で、具体的な質問をさせていただきます。

一つは、ごみ処理施設などは、一般論として迷惑施設、嫌悪施設と受け止められているとのことでもあります。説明書の中にも書かれているとおりではありますが、受け入れ地域の住民および周辺地域の住民の真の合意が形成されるためには協力金授受ありきにならないことが大変肝要であります。

二つ目に、迷惑施設、嫌悪施設と受け止められている原因の根本的解決、例えばダイオキシンの発生、粉じん、それから臭い等であります。この根本的解決が求められ、科学的事実に基づく見地と提案が政治、行政に大変強く求められていると考えるものであります。これらの見解を求めます。

三つ目に、今回の地域振興策の限度額3億円の正当性をどのような基

準で考えるかということ、これも本質論で論争をされています。しかしながら、日常生活から見れば、3億円というのは大変魅力ある高額であります。地域振興策でゴミ問題の根本的な解決が図られるのか、十分なる考察が必要だと考えるものでありまして当局の見解を求めたいと思います。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室長。

○建設推進室長（林善和君） それでは、ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、ゴミ処理施設などの受け入れ地域の住民および周辺地域の住民の真の合意が形成されるために、協力金授受ありきにならないことが肝要では、についてお答えさせていただきます。地域振興策は、まちづくり事業プランとして、地域の皆さまがどのような将来設計を考えておられるかをお書きいただく項目を設けておりまして、住民の皆さまが主体となって、新ゴミ処理施設を中心とした資源循環型社会の構築を目指し、地域の活性化を私ども行政と共に図っていただきたいと考えております。

続きまして、迷惑施設、嫌悪施設と受け止められている原因の根本的解決が求められ、科学的事実に基づく見地と提案が政治的に求められるのでは、についてお答えいたします。ゴミ処理施設が迷惑施設、嫌悪施設

と受け止められている原因の中に、やはり環境への影響や人体への影響、また臭いなどについても危惧されていることが多くあるかと思われまます。しかし、先ほど来、私の方からも申し上げておりますとおり、私どもが建設を計画をしているゴミ処理施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減を図るだけでなく、熱エネルギーの回収を行うとともに、災害時には防災の拠点として焼却施設の機能を失うことなく稼働ができる、堅牢で安全に十分配慮した施設であることを住民の皆さまにご理解いただけるよう、応募の段階から全体の住民説明会や施設見学を実施し、説明会においては実際にお聞きいただき、また実際、今の施設がどのようなものかをしっかりと見ていただこうと考えております。また、科学的な見地からも私どもが建設を計画している施設がクリーンで安全な施設であることを、コンサル業者からデータなどを取り寄せ、皆さまにこのデータを基にご説明させていただこうと考えております。

続きまして、限度額3億円の地域振興策でゴミ問題の根本的な解決が図られるか、充分なる考察が必要では、についてお答えさせていただきます。先ほども、お答えさせていただきましたが、今回の地域振興策の目的としましては、地域住民が行政

機関と一緒に新しいごみ処理施設を中心とした資源循環型社会の構築を目指すものと考えております。また、ごみ問題の根本的な解決に向けては、構成市町と協力しながら、ごみを効率よく分別、資源化を行って、今後も減量化に努めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（赤井康彦君） 再質問はありますか。西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 再質問ですけれども、1のところですね、全協でも質問をさせていただきました。過去の協力金、それから協力感謝金の金額を報告いただいて、もれたところは後で連絡がございました。それで、中山投棄場、日夏投棄場、それから紫雲苑、合計ですね、その合計の協力金の金額が1億2648万円になることが報告されています。それでですね、再質問はこの中山投棄場や紫雲苑建設に関わる地元協力金の使途、つまり、1億2千万を超えますが、そういう使途がこういう迷惑を解消する、そういうところに使われているのかどうか、またどういうものに使われたのかという点で掌握をされてるかどうかですね。そして、その趣旨に基づいて正当性があるかどうかを当組合は掌握し、検討してるかどうかについての報告を願いたいと思います。

それから、2についてはですね、

当組合が計画している新しい焼却施設は、この臭い、それからガスの発生等がですね、ないように、0にはなかなかならないというように思うんです。しかし、技術の革新と共にそれは可能だというように思います。それでそのどういいますかね、住民の理解を求める上でですね、迷惑とまらない安全な施設であること、言われたとおりであります、環境に負荷をかけない、この問題についてですね、十分に説明をし、そのことが協力金の中身になるというのが大事だと思いますので見解を求めたいと思います。

ただ、三つ目のところでありますが、ごみ処理施設がその地元に設置されることよっての利益の創出に対して、補償と呼べるものかどうか。これは、大津地裁の判例が示されているわけですが、その検討が私は当組合でも十分に必要だというように思っています。それは、なぜかと言いますと、地域振興策という名前でですね、公民館や施設の建設ですね、それから道路の整備、これを見ますとその地元の自治体が属する、地元が属する自治体の施策の充実の一環でありまして、そういう点で当組合が迷惑を補填するという合理的な範囲にとどめるべきでありますし、3億円というものがですね、庶民の日常生活から見て大金で優遇するという誘導政策になりかねない

というように思います。ごみ問題の根本的な解決を図るという発想から外れが生じると考えるのですが、見解を改めて求めたいと思います。

○議長（赤井康彦君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後 5 時 16 分休憩〕

〔午後 5 時 19 分再開〕

---

○議長（赤井康彦君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。事務局長。

○事務局長（高田秀樹君） 失礼いたします。最初にご質問いただいた過去の地元協力金の関係でのご質問でございますが、用途を把握しているのかということですが、過去において終了したものについては、私ども今の時点では把握しておりませんが、現在、平成 27 年度のお支払いをさせていただいております中山投棄場にかかります鳥居本学区自治連合会への協力金、あるいは中山町自治会に対する協力金につきましては毎年、お支払いをさせていただくというような形で経過が進んでおりますので、お支払いさせていただくときに前年度の用途の状況の報告を求めて、それを把握している事務処理をさせていただいております。以上でございます。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室

長。

○建設推進室長（林善和君） それでは続きまして、2 番目の再質問についてお答えさせていただきます。科学的な見地の部分で中身の対策という部分に関してですけれども、この部分に関しましてもコンサル業者が今回、選定支援の方にも入っております。その中で、選定支援の方に入らせていただく中で、住民説明会等、十分していく中の基礎データを作らせていただくことをコンサル業者の方の業務委託の方にも入れさせていただいております。そういった部分から、過去のデータ、でまた今、最新設備の新ごみ処理施設のデータ等を取り寄せさせていただきまして、そういうものを住民の皆さんに見せることをご理解をいただこうと考えております。

3 番目のご質問、再質問に対しましてですが、3 億円で適正な考察という部分でお話しさせていただこうと思っております。3 億円で地元が実際されるさまざまな地域振興策、先ほど公民館、また道路という話もございました。その対価以上に十分機能できるように行政組合としては地元の市・町と協力して支援をしていかななくてはならないと考えているところではあります。また、これらの施策によって生まれる資源循環型社会を築いていこうとする思いや活動が新しいごみ処理施設の周辺地域、

さらには1市4町全域へと広がって  
いくことを期待するものであります。  
以上でございます。

**○議長（赤井康彦君）** 再々質問。  
西澤議員。

**○6番（西澤伸明君）** 私はこの質問を組み立てた元々はですね、こういう地域振興策、地元協力が握り金にならないように、ごみ問題の根本的な解決に資するよというこ  
とで私は最初に言いましたけれども、そういう点では地元住民に対するその施設の、地元ですね、だけではなくて、構成市町のお金を使うわけですからその正当性があるかどうか、これを検証する上では先ほど過去のやつはわかりません、調べたらわかるんだと思いますけれども、調べたらわかるかどうかを再度お聞かせ願えたらいいんですが。そういう点では掌握をして正当性を確保する。そして住民の監視下にそのお金、つまり限度額3億円ですので非常に大きなお金ですよね。構成市町でいいますと、私、甲良町ですが、先ほども討論で言いましたけれども、彦根市が1に対して、甲良町は2。いくらになります。そういう負担をそれぞれするわけですね。これが公正に使われているかどうか、公平に使われているかどうかというのは、構成市町が地元の合意だけではなくて、構成市町のところでも十分に、そしてその代表である議会が検証ができ

るといのが大事ですので、その点、改めて、この考え方のところにも透明性を確保し、というのもやはり入れられています。そういう点で見解をもう一度お願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 事務局長。

**○事務局長（高田秀樹君）** それでは私の方から1点目の過去の協力の使途が調べたらわかるのか、についてご説明申し上げます。この協力の使途につきましては、議員が事例として上げられましたように過去の大津市とかの裁判の例を受けまして、この議会の方で議員の方からご質問をいただいたことを契機にいたしまして、顧問弁護士等とも相談させていただいて、近年から使途の把握するように努めたものでございますので遡ってずっと当初からというわけにはいきませんが、そのように事務を改めた時点からであれば使途の把握は可能であります。以上です。

**○議長（赤井康彦君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（林善和君）** それでは地域振興策のことについてお答えさせていただきます。

地域振興策の考え方というのは、全員協議会のときにもお話をさせていただきました。その中で先ほどまちづくり事業プランという形でいただいて、その立地いただいた自治会がこれから先、どのように考えたプランをお持ちかということを書いて

いただく部分がございます。その中でまちづくり事業プランに基づき、その自治会がどういうことをしようかということを考えておられる内容を事前に審査させていただきます。で、その部分で事前に審査させていただいた中で認められたものに対してお出しするという考え方を、今はしております。地域振興策につきましては、まだ実施するまでに随分、時間がまだ先の話にはなってきます。で、前々回のときでもお話はさせていただきましたが、今後、この地域振興策をお出しするにあたっては、要綱なり、要領なりを決めていって無駄のないような使い方がされるように検証していかなければならない部分もございますので、そういった部分では今後考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 5番 山内善男君。

**○5番（山内善男君）** 山内です。それでは、だいぶ遅くなりましたので簡潔にいきたいと思います。

標題メインの質問の要旨としては、新しいごみ焼却施設の建設計画については、まあここは建設を司るところではありますけれども、ごみ減量対策を基本に据えた抜本的なごみ行政、そういう形での転換こそ必要ではないか、ということで申し上げたいというふうに思います。具体的な

施設計画の策定の手順はどのように考えておられるのか。また、ごみ減量対策を中心に据えた行政との連携こそ求められているのではないかと、という視点に立って、質問させていただきます。

一つ目です。現在、新施設計画の規模と内容、焼却方式等ですね。それから、規模ですね。はどのような程度と考えておられるのか。また、その根拠はどこにあるのか。ホームページ上でも一定出はしておりますけれども、その根拠などについてお教えいただきたいと思っております。

二つ目です。広域行政組合の中でもっとも大きなウェイトを持つ、私は、彦根市の議員でありますけれども、彦根市の一人当たりのごみ排出量は全国平均、滋賀県平均と比較しても非常に多くなっています。特に滋賀県内では、一人当たりのごみ量はワースト1位ということになっています。他の自治体では住民と協働でごみ減量作戦を行って、そして焼却施設の大規模化を見直して建設費や維持費の縮減につなげています。施設規模の策定は、各自治体、特に彦根市の行政当局との連携が特に求められてるというふうに考えますけれども、そのような連携についてどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。

三つ目です。新たなごみ焼却施設を、建設地については公募でという

ことで委員会ができておりますが、それ以外の部分の具体的な内容、焼却方式でありますとか、規模でありますとか。まあそのような決定の手順、今、ホームページで一定上がっておりますけれども、今後、具体的に詰めていくのにどのような形で詰めていこうと考えておられるのか。内容決定の時間的なプログラム、そして各組織、それぞれの市町、あるいは議会、そして広域議会、あるいは管理者会などの関わりについて見解をお示しいただきたいと思えます。また、広域議会としても、その都度、どういう関わりをしていくのか、お示しいただきたいと思えます。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室長。

○建設推進室長（林善和君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。新施設計画の規模と内容はどのように考えているのか、またその根拠はどこにあるのか、についてお答えさせていただきます。現在、進んでおります新施設の規模につきましては、平成20年度に策定されました基本構想の数値を基に、平成22年度に環境省より承認を得た循環型社会形成推進地域計画におきまして、将来のごみを予測して決定された規模となっております。しかし、この地域計画につきましては、承認を得てから7年が経過しており

ます。当初、施設の建設計画のスケジュールも大きく遅れております。また、当初の数値予測にも若干の変更、これが人口の推計なりごみの量というものになってくるんですけども、変更が生じておりますことから、今回の公募により候補地決定後は、施設整備基本計画を策定する際、現在の予測のもと、適正な規模と焼却方法などの内容について、再度、検討していかなくてはならないと考えております。

続きまして、施設規模の策定は、各自治体、特に彦根市と行政当局との連携が求められるのではないかと、についてお答えします。ごみの減量化対策につきましては、組合の構成市町、1市4町の各担当課の方でも啓発活動を通して日々、取り組んでいただいているところと思います。今後におきましても、構成市町と連携を図りながら、ごみの減量化を進めながら適正な施設規模の策定に努めて参りたいと考えております。

三つ目ですけれども、新たなごみ焼却施設の具体的な内容決定の手順や時間プログラムと組織の関わり、また、広域議会との関わり、についてお答えいたします。施設の焼却方法などの詳細や、処理能力等の数値につきましては、候補地決定を受け、ごみ処理に精通する学識経験者や各分野の専門員、また候補地として選ばれました代表者の方なり、また構

成市町の担当課などを中心とする施設整備基本計画を検討する委員会等を設け、将来のごみ量の推計や今後の減量化の取り組みを踏まえ、検討して参りたいと考えております。また、広域議会との関わりにつきましては、以前より組合議会の方でも申し上げておりますとおり、予算や不動産の取得契約等につきましては、議案を上程し審議いただくことになろうかと思っております。これは、各市町の議会でも同じことかと思っております。今回の選定委員会でもそうではありませんが、施設整備の基本計画を検討する委員会で協議される内容につきましては、組合議会の全員協議会等で逐次説明、報告をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（赤井康彦君）** 再質問はありますか。山内議員。

**○5番（山内善男君）** はい。地域計画、基本構想を基に地域計画を立てたけれども7年経ってるということで、再度検討しなければならないということをお聞きいたしました。それならば、2番目のところですが、構成市町と連携を図るといってお答えをいただきました。ちょっと資料を皆さんにもお渡しさせていただきましたけれども、事務当局の方にもお渡しさせていただきましたけれども、全国このようなごみの処理施設の建て替えを契機にですね、ご

み減量化を行って施設規模をできるだけ小さくするという努力をやった経験がいくつか述べられていたと思います。山形県の長井市ではごみの減量と資源化を市の農業発展と結びつけることに成功して、生ごみ処理がまちの活性化の原動力になったということで単にごみ量を減らすということではなしに農業の活性化にも資するような、そのような発想でごみ減量化に結びつけたところや、よくご存知だと思っておりますが、名古屋市だとか横浜市、かなり大都市でもですね、ごみ減量化作戦を行って数年間で30%のごみ減量化をそれぞれ行ったという経験もテレビなどでも紹介もされておりますし、言ってみればそのトップの決意でまあそのようなこともできると。結局、何億というお金を減らすことによって、結局は地域の皆さんの暮らしや福祉、教育にかけるお金にまわしていけると。そして、またごみを減らすことによって環境の負荷を大きく減らしていけるということにもつながるわけですから、まあぜひそういう点でご努力いただきたいというふうに思います。私は彦根市の出身の議員ですので、ごみの量についてはですね、彦根市とあとの4町とのごみ量でいいますと、彦根市が全体の約8割。あとの4町が約2割というものです。だから、そういう意味でいうと彦根市のウェイトが非常に大きいという

ように思うんです。私、彦根市出身なんで非常に他町の皆さんには申し訳ない思いでいっぱいなんですけれども、残念ながら今も言いましたように、彦根市の一人当たりのごみ量は県下で一番多いということで、議会もたびたび取り上げて、今年一定予算をつけていただいて、剪定枝はリサイクルに回すという努力も行政当局自身もしていただいておりますけれども、それでも県下でワースト1位の、一人当たりのごみ量。そして、またリサイクル率についても県下の平均が17.1%、彦根市は13.7%ということですが、リサイクル率についても非常に低いということです。結局、これは市民の自覚がないということではなしにね、やはり、行政当局自身が市民の皆さんにきちんと啓蒙してごみ減量についての協働の努力を呼びかけられていない、だというふうに思います。大都市の横浜やとか名古屋でもごみ減量作戦を行って30%の削減をして、例えば横浜などはですね、分別を5分別、7品目から10分別、15品目へ拡大して、家庭ごみは32%、事業系ごみは39%減量。それで、2つの焼却炉を廃止して1100億円の改修費を節約。運営費も分別拡大経費を除いたら年間6億円が削減をされたということで、こういう市民の協力を得て大規模施設の建設やとか、そういったものはやめてるということ

なんですね。私、何年か前に葉山町へ行きましたけど、葉山町は、ここでいうと甲良とか豊郷とかそういう小さな町にあたるんですけれども、ごみ施設の改修にあたって非常に大きな負担金をつけられるということで、自ら広域行政を脱退してそれで葉山町の皆さんにはごみ減量化を徹底して協力してもらおうということで非常に大きなごみ減量の取り組みをされてました。まあそういうこともぜひ参考にさせていただいて、大規模になって市町民の皆さんに負担を大きく求める、あるいは環境にやっぱり負荷をかけるということがないようにご努力をいただきたいし、具体的な連携をぜひしていただきたいというふうに思います。まあここには市長も副市長も来ていただいておりますし、ぜひそういう点でのご努力をしていただきたいと。まあここは建設計画を担っているところですけども、ごみが少なくなれば小さな規模での建設で済むわけですからぜひそのようなご努力もお願いしたいというふうに思います。

それから三つ目ですけども、まあ新しく計画の中身については検討委員会を設けるということでお答えいただきました。従来、ガス化溶融炉を視野に入れておられたんですけども滋賀県内ではガス化溶融炉は、確か高島と日野であったと思うんですが、私、両方とも施設見学行きま

したけど、案外、日野の方は気持ちよく運転されているように思いましたけれども、ご存じのように、高島はもう建設当初からトラブって今も非常に新聞ネタになるような状況になっています。そしてまた全国でもガス爆発事故を起こすと。例えば、冷蔵庫をその施設の中へ入れたら全部溶かしてしまっただけでなく燃やし尽くすという、まあ言うたら鉄鋼の、鉄工所を基にした技術なんですけれども、まあ非常に大きなトラブルがあって後の改修費などが非常に各自治体に負担がかかるというようなこともありましたし、まあそういう点ではそういうような事例も参考にさせていただいて検討していただきたいというように思います。計画の委員会を作って、検討したいということはわかりました。それからまた議会との関わりですけれども、ぜひその都度、住民の代表として参加しているわけですからしっかり内容については連携をとりながら具体的な問題についても提示をいただきながら進捗をしていただきたいというように申し上げておきたいと思います。

**○議長（赤井康彦君）** 意見でよろしいですか。

**○5番（山内善男君）** いや、ちょっと。お願いします。

**○議長（赤井康彦君）** 推進室長。

**○建設推進室長（林善和君）** ありがとうございます。今、いろいろと

言っていただきました。その中のまず1番目の方の地域計画の部分で20年から策定された基本構想という部分で22年度に地域計画が策定されたという部分でお話しさせていただきましたが、その時点でもう先の減量化というものを見据えた推計でごみの量を予測させていただいております。その部分では、その当時は20年度の状態をベースにおきましてこれからの先の計画の中でその地域計画は平成29年度にごみ処理施設が建設される予定の地域計画がもともと起こっておりました。その7年間の間に2000トンのごみを減らして、減量して考えた地域計画を上げております。そういった部分では、その当時からもう減量はあるべきでの話で進めさせていただいておりますので、今後、新しい施設の地域計画を考える上ではそういったことを参考にしながら、また今議員がおっしゃっていただきました内容等、参考にしながら減量にできるところは努めたいと考えております。また、構成市町という部分で、今、おっしゃっていただきました1市4町からなるこの組合でございます。1市4町で今回新しい施設を作ろうと考えております。そういった部分では、その中でもやはり議員がおっしゃっていただきました施設、彦根市が1番人口も、ごみも出してる排出量に関しても多いうことは抜き出てる

部分はございます。しかしながら、先ほども申し上げておりましたがこのごみ処理施設っていうのは1市4町で取り組まなければならない問題でもございます。今、彦根市で行っているようなリサイクル、または分別方法というのと、また4町が、今、現在、行っているリサイクル、分別方法は若干違う部分もございます。そういったことも新しいごみ処理施設を設けることによって、1市4町が協力し合いながら多くのリサイクル品が増える、また分別が可能であるという施設を考えていけたら、今後、ごみの量を少なくすることに努められるんじゃないかと今は考えておりますので、今後、そういったことを視野に入れながら新しい検討委員会の方では今後の将来の策定に努めたいと考えておりますのでご理解いただきますようによろしく申し上げます。

○議長（赤井康彦君） はい、山内議員。

○5番（山内善男君） 最後です。今、国の方は高効率化発電ということでごみの焼却熱を使って発電する等そういったことが提案され、そういう施設をつくるのなら交付金をつけるというような形での交付金制度を発表しています。残念ながらそういうようになると、どうしても自治体はごみを集めて燃やしたくなる。で、それで3Rにつながらないとい

う結果が全国の事例でも出てきています。そういうことにならないようにぜひ検討委員会なり作っていただいて、行政当局の提案もその立場に立って提案していただけるようお願いして質問を終わります。

○議長（赤井康彦君） はい、ありがとうございました。

以上で、事前通告のあった質問は終了しましたので一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は全部終了し会議を閉じます。以上で、平成27年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆さま、ご苦労さまでした。

午後5時41分閉会

会議録署名議員

議長 赤井 康彦

副議長 北川 久二

議員 佐々木 康雄

議員 山内 善男

全 員 協 議 会  
( 8 月 28 日 )

平成 27 年 8 月 28 日(金曜日)

**午後 2 時 00 分開会**

**○副議長（北川久二君）** 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

去る、8月17日に開催しました当組合議会全員協議会でも申しあげましたが、本年4月の彦根市議会議員の改選に伴い、当組合議会議長でありました北村議員の選出団体での任期、また当組合議会での任期が4月30日で満了となっており、議長が欠けておりますので、本日の定例会において議長が選挙されるまでの間、議長の職務を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、定例会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。本日の定例会の欠席者などについて、事務局から報告させます。

**○事務局（高田事務局長）** 失礼いたします。議会事務局長の高田でございます。

去る、8月17日の全員協議会におきまして、彦根市議会議員の改選に伴う当組合議会における彦根市選出議員の異動につきまして、ご報告および議員のご紹介をさせていただいているところでございますが、当日、安居正倫議員、長崎任男議員がご欠席でございましたので、本日改めてご紹介させていただきますと

もに、議員のごあいさつをその場でお願いしたいと思います。

**○15番（安居正倫君）** 安居でございます。先般はすいませんでした。所用がございまして欠席させていただきました。今後、どうぞよろしくお願いいたします。

**○9番（長崎任男君）** 長崎でございます。この4月から初めてこのような市議会議員という形にならさせていただきました。精一杯がんばらせてもらいますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

**○事務局（高田事務局長）** ありがとうございます。最後に本日、公務等による欠席届につきましては、提出されておられません。なお、愛荘町の外川議員から遅れられるとのご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。以上でございます。

**○副議長（北川久二君）** これをもちまして、全員協議会を終わります。

**○副議長（北川久二君）** 次に今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** 皆さま、こんにちは。極めて残暑厳しい中ではございますが、本日は平成27年

8月組合定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を頂戴しておりますこと併せてお礼申し上げたいと思います。

さて、今定例会は、平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算につきまして、議案を提案させていただいておりますので、何卒、慎重なご審議のうえ、適切にご決議をいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○副議長（北川久二君） ありがとうございます。ありがとうございました。

**午後2時03分閉会**